

<p>【(大項目)2】</p>	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">【評定】</th> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	【評定】				A				H20	H21	H22	H23	A	A	A	A								
【評定】																										
A																										
H20	H21	H22	H23																							
A	A	A	A																							
<p>【(中項目)2-1】</p>	<p>業務運営の効率化</p> <p>1. 運営費交付金を充当して行う業務については、既存事業の徹底した見直し、事務手続きの簡素化や、競争入札の推進、外部委託の範囲の拡大等により、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、一般管理費15%以上、業務経費毎業年度につき1%以上の効率化を図ること。ただし、退職手当、特殊要因経費はその対象としない。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人件費については、平成22年度において、平成17年度の人件費に比較して、5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。</p> <p>なお、給与水準については、以下の観点から検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表すること。</p> <p>ア 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明が可能であること。</p> <p>イ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっていること。</p> <p>更に、これらに取り組むにあたっては、以下の事項について留意すること。</p> <p>(1) 固定経費の節減 国立劇場等の管理運営業務については、外部委託の範囲を拡大し、一層の経費削減を図ること。</p> <p>(2) 随意契約の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によることとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>また、その実施にあたっては、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請すること。</p> <p>ア 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">【評定】</th> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	【評定】				A				H20	H21	H22	H23	A	A	A	A								
【評定】																										
A																										
H20	H21	H22	H23																							
A	A	A	A																							
<p>【(小項目)2-1-1】</p> <p>【法人の達成すべき計画】</p> <p>Ⅱ</p> <p>1 劇場利用者等へのサービスその他の業務の質の向上を考慮しつつ、運営費交付金を充当して行う業務について、国において実施されている行政サービス実施コストの効率化を踏まえ、既存事業の徹底した見直し、業務の効率化を進め、平成19年度予算を基準として中期目標期間中に、退職手当、特殊要因経費を除き、一般管理費などの事務的経費については15%以上、事業費についても毎事業年度につき1%以上の効率化を図る。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人件費については、平成22年度において、平成17年度の人件費に比較して、5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決</p>	<p>効率化に関する取組み</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">【評定】</th> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> <tr> <th colspan="4">実績報告書等 参照箇所</th> </tr> <tr> <td colspan="4">業務実績報告書 233頁～248頁</td> </tr> </table>	【評定】				A				H20	H21	H22	H23	A	A	A	A	実績報告書等 参照箇所				業務実績報告書 233頁～248頁			
【評定】																										
A																										
H20	H21	H22	H23																							
A	A	A	A																							
実績報告書等 参照箇所																										
業務実績報告書 233頁～248頁																										

<p>定)に基づき、人件費改革の取組みを平成 23 年度まで継続する。但し、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。人件費の範囲は国家公務員でいう基本給、職員諸手当及び超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。なお、役職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、必要な見直しを進める。</p> <p>これらを達成するため、以下の措置について検討・実施する。</p> <p>(1) 効率化に関する取組み</p> <p>ア 効率的な情報システムの整備により、各事業の効果的・効率的な運営を支援する。情報システムの整備に当たってはセキュリティ対策に十分留意する。</p> <p>イ 手続きの簡素化等により、業務運営の効率化及び利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>ウ 国立劇場等の管理運営業務については、外部委託の範囲を拡大し、一層の経費削減を図る。</p> <p>エ 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレス化等を推進し、使用資源の縮減を図り、環境に配慮した業務運営に努める。</p> <p>(4) 組織機構の在り方の検討</p> <p>業務運営の効率化等の進捗状況を踏まえ、組織機構の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) 情報開示の推進</p> <p>国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底するとともに、国民が最新の情報を円滑に得られるよう、ホームページにおける情報アクセスを容易にするなど、必要な措置を講ずる。</p>		
評価基準(年度計画及び評価の視点)	実績	分析・評価
<p>1 業務運営の効率化を進めるため、次の措置を講じたか。</p> <p>ア 効率化に関する取組み</p> <p>① 情報システムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度に更新したネットワーク機器を活用して、振興会各情報システムの遠隔保守体制を構築し、メンテナンス業務の強化と対応の迅速化によりシステムの安定稼働を図ったか。 ・能楽堂・文楽劇場のパーソナルコンピュータを更新し、振興会内の端末の仕様の共通化をすすめるとともに、処理速度の向上・データ容量の増加等により各職員の業務の効率化を推進したか。 ・文化デジタルライブラリーシステムの再構築を行い、コンテンツ登録作業等の効率化を図るとともに、検索機能の強化等利用者へのサービスの向上を図ったか。 	<p><1> 効率化に関する取組み</p> <p>(1) 情報システムの活用</p> <p>① 遠隔保守体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク機器(ファイアウォール)の活用により、インターネットチケット販売システム、施設利用システム、文化デジタルライブラリーシステム、図書管理システム、公演情報管理システムのサーバーと各保守業者の環境を VPN(バーチャルプライベートネットワーク)接続し、遠隔でのシステム保守を実現した。 <p>② 能楽堂・文楽劇場のパーソナルコンピュータの更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能楽堂・文楽劇場の業務用パーソナルコンピュータを更新し、OS のバージョンアップ・処理速度の向上・データ容量の増加等により、各職員の業務の効率化を図った。 <p>③ システムの最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化デジタルライブラリーシステムの再構築を行い、外注していた画像、テキストなどのコンテンツ更新作業を振興会職員が、随時行えるように改修した。また、ジャンル間の検索を可能にするなどデータベースの検索機能を大幅に強化し、利用者の利便性の向上を図った。 ・施設利用システムの再構築を行い、証跡管理などのセキュリティ機能の強化を行った。 ・総合チケットシステム開発においてインターネット販売用サーバーの更新及びスマートフォンからの予約機能を構築した。 <p>④ 文書管理システムの改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書管理システムを改修し、平成 23 年 4 月 1 日に施行された「公文書等の管理に関する法律」に準拠した管理体制を整えた。また、ホームページで公開している法人文書ファイル情報の検索機能を併せて改修し、情報公開制度のより適正な運用に努めた。 <p>⑤ 情報セキュリティへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報セキュリティポリシー対策実施基準」に従い、総務企画部総務課を対象に、文書管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・各情報システムの遠隔保守体制の構築、能楽堂・文楽劇場のパーソナルコンピュータの更新、文化デジタルライブラリーシステムの再構築、総合チケットシステムの開発及び文書管理システムの改修と情報システムの活用により、業務運営の効率化が図られたと判断できる。 ・情報セキュリティの対応状況についての監査及び自己点検の実施、専門家による情報セキュリティ研修の実施等を通して、セキュリティの強化が図られていると判断できる。 ・事務手続の簡素化を進めていると認められる。 ・光熱水量については、前年度と比較すると本館・演芸場の電気・ガス・水道

- ・施設利用システムの機器更新及び、データベースの暗号化などによりセキュリティ対策を行ったか
- ・チケット販売関係システムの最適化を図るため、チケット管理システム及びインターネットチケット販売システムを統合した総合チケットシステムの開発を引き続き実施したか。
- ・文書管理システムを改修し、適切な文書管理を実施したか。
- ・情報セキュリティ対策についての意識の向上を図るため、各職員の自己点検の実施に加え、専門家による情報セキュリティ研修を実施したか。

② 事務手続きの簡素化

事務手続きの効率的な実施や情報システムの見直し等により、内部統制の強化を図りつつ決裁事務の簡素化を進めたか。

④ 省エネルギー、リサイクルの推進

引き続き、以下のとおり省エネルギー、リサイクルを推進したか。

- ・ 特定地球温暖化対策事業所として、地球温暖化対策中長期計画書等を作成し二酸化炭素(CO₂)の削減を推進したか。
- ・ 夏季軽装等の推進による、事務所部分を中心とした光熱水量の節減を図ったか。
- ・ 廃棄物の減量化を図るため、両面コピー及び分別収集を徹底したか。

システムの情報セキュリティの対応状況について監査を実施し、指摘事項に対する対応計画を策定した。

- ・ 情報セキュリティ対策についての意識の向上を図るため、自己点検の実施に加え、専門家を招いて情報セキュリティ研修を行った。

(2) 事務手続きの簡素化

引き続き決裁事務の簡素化の徹底と、館内LANを介してのグループウェアや内部ホームページ等の活用により、事務手続きの効率的な実施と事業の速やかな実施に努めた。また、電話交換業務委託を本館、能楽堂一括で調達するなど、調達手続きの簡素化にも努めた。

(3) 省エネルギー、リサイクルの推進

1. 光熱水量の節減 ※ 光熱水量は、食堂・売店等テナントの使用量を除く。

事項	区分	使用量	対前年度増減
電気	本館・演芸場	5,025,649kwh	5.2%
	能楽堂	780,550kwh	1.8%
	文楽劇場	2,139,921kwh	△1.4%
	合計	7,946,120kwh	3.0%
ガス	本館・演芸場	196,257 m ³	10.0%
	能楽堂	80,838 m ³	△2.2%
	文楽劇場	136,906 m ³	△2.0%
	合計	414,001 m ³	3.3%
水道	本館・演芸場	36,489 m ³	3.0%
	能楽堂	6,803 m ³	△0.1%
	文楽劇場	17,473 m ³	△4.4%
	合計	60,765 m ³	0.4%

① 引き続き各館において、観劇環境や業務に支障のない範囲で下記の節電対策を行った。

- ・ 執務室、会議室、通路等の照明を業務に支障のない範囲で間引き・減灯した。
- ・ 提灯やロビーで使用している白熱灯のLED電球への交換や、通路の照明に人感センサー式スイッチを併設し通行時のみ自動点灯する等の対策を実施した。
- ・ 施設課執務室で電力や空調の運転状況をリアルタイムで把握できる端末機を設置し、よりきめ細かな空調等の運転を指示できる体制とした。
- ・ 蓄熱槽を活用して客席の室温を適正に保ちつつ、使用最大電力(KW)と電力使用量(KWH)を削減し省エネルギーを図った。
- ・ 事務所部分を中心に夏季の軽装を奨励するとともに、冷暖房の抑制(夏季ピーク時の制限、設定温度の制限)を実施した。
- ・ 自動販売機において、ディスプレイの照明を消し、夏季ピーク時の冷却時間を制限して節電を行った。

の使用量が増加している。日本芸術文化振興会としては、要因分析を以下のとおりとしている。

①電気使用量が増加した要因

24年度の使用量は、23年度に対しては5.2%増加しているが、22年度に対しては△11%と大きく減少している。23年度においては、東日本大震災による電力供給不足へ対応するため、劇場ロビーや客席を含めた照明・冷暖房の抑制などを実施し、22年度比で△15.4%と大きな削減をした。24年度においては、お客様サービスの観点から、直接影響のある劇場内での節電を緩和したこと等により、使用量は23年度より増加したが、執務室や通路の照明の間引き・減灯や人感センサー式スイッチの導入など、引き続き節電対策を行っている。

②ガス使用量が増加した要因

平成23年8月下旬より、本館の給湯用ボイラーの燃料を重油からガスに転換したため、ガスの使用量が増加した。1年間の総使用量を比べると24年度は23年度よりも増加しているが、ボイラー燃料転換後(9月～3月)の使用量を比べると、24年度は23年度に比べて△2,132 m³削減している。

③水道使用量が増加した要因

24年度使用量は、東日本大震災の影響等により入場者数が減少した23年度を除けば、第2期中期目標期間で最も少ない実績値となっており、22年度

・ 情報システムの利用促進により、ペーパーレス化を進めたか。

・ グリーン購入法に基づく環境配慮物品等の調達を行い省エネルギー、リサイクルを促進したか。

ウ 組織機構の在り方の検討

引き続き、効率化の進捗状況を踏まえ、人員配置の検討など、組織機構の在り方について検討し、より効率的な事業実施体制を整備したか。あわせて労務管理の充実と職員の専門性の確保を図ったか。

エ 情報開示の推進

国民が振興会に関する情報を円滑に得られるよう、ホームページでの情報提供に伴う検索機能を見直すなど、外部利用者の利便性向上を図ったか。また、情報開示に当たっては、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底したか。

② 国立劇場が東京都の「特定地球温暖化対策事業所」に指定され、CO2 の排出量を平成 22～26 年の 5 年間で 1,145t(年平均 229t)削減の義務が課せられたため、この対応策の一環として暖房・給湯用ボイラー燃焼方式を 23 年度に重油からガスに変更する等、引き続き抑制に努めた。

2. 廃棄物の減量化

事項	区分	処理量	対前年度増減
一般廃棄物	本館・演芸場	32,510kg	2.5%
	能楽堂	11,190kg	△21.6%
	文楽劇場	33,302kg	2.4%
	合計	77,002kg	△1.9%
再利用廃棄物	本館・演芸場	125,270kg	△0.1%
	能楽堂	9,855kg	4.2%
	文楽劇場	9,570kg	△24.9%
	合計	144,695kg	△2.0%
産業廃棄物	本館・演芸場	69,140kg	5.3%
	能楽堂	6,220kg	△33.1%
	文楽劇場	3,330kg	△14.2%
	合計	78,690kg	△0.2%

・ 廃棄物の減量化を図るため、種別分別を徹底したほか、自動販売機設置業者が事務所部分数ヶ所にペットボトル・缶等用のごみ箱を設置し、自主回収している。

3. ペーパーレス化

事項	区分	使用量	対前年度増減
コピー枚数	本館・演芸場	715,714 枚	△5.2%
	事務棟	1,065,239 枚	3.3%
	伝統芸能情報館	229,637 枚	△10.9%
	能楽堂	230,006 枚	20.8%
	文楽劇場	240,204 枚	△2.7%
	合計	2,480,800 枚	0.0%
	うち管理部門	836,649 枚	△3.1%
コピー用紙購入枚数	本館・演芸場・事務棟・伝統芸能情報館	2,852,000 枚	△0.2%
	能楽堂	360,000 枚	10.3%
	文楽劇場	438,500 枚	△5.6%
	合計	3,650,500 枚	0.1%

・ ペーパーレス化促進について、両面コピー、グループウェアの活用等に努めた。

4. グリーン購入法に基づく調達

事務用消耗品を中心に、環境物品等の調達の推進を図るための方針に基づいた物品購入及び複合機の賃貸借を行い、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めた。

比では△0.4%の削減を達成している。

以上の理由はいずれも妥当なものであり、引き続き、省エネルギーの推進に努められたい。

・ 国立劇場(本館・演芸場)は、東京都の「特定地球温暖化対策事業所」に指定されており、22～26 年度の各年度において、CO2 の総排出量を基準排出量(2,854t/年 ※17～19 年度の実績平均)に対し△8%削減することが義務づけられている。

その対策の一環として、国立劇場では、暖房・給湯用ボイラー燃焼方式を 23 年度に重油からガスに変更する等 CO2 の排出量取引の削減を推進している。

・ 24 年度の排出量は、電力供給不足への対応が緩和されたことによる電気使用量の平年度化等により 23 年度に比べて増加したが、目標値 2,625t に対しては△167t の削減を達成しており、22～24 年度 3 年間の目標値 7,875t に対しては△350t 削減している。

・ 引き続き CO2 排出量の抑制を図り、目標値の達成に取り組まれたい。

・ 種別分別の徹底などによる廃棄物の減量化に取り組んでいるが、全体としては若干の減少にとどまっている。今後も一層の削減に取り組まれたい。

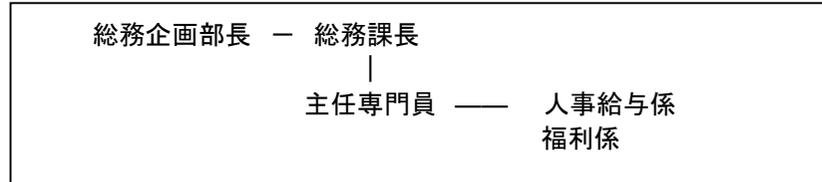
<3>組織機構の在り方の検討

1. 人員配置の検討、組織機構の在り方の検討

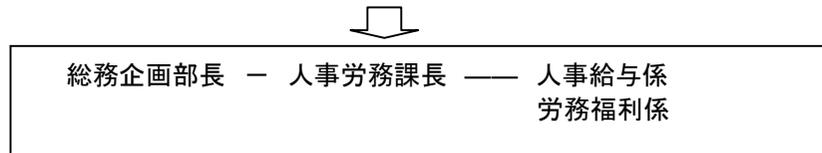
(1) 24年4月に以下の組織改正を実施した。

① 総務企画部人事労務課の設置

【現行】



【改正】

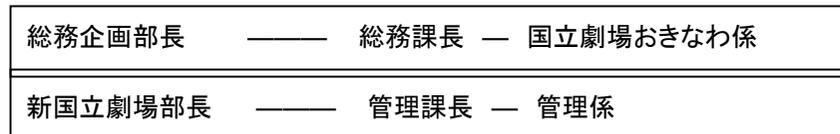


◎ 改正理由

人事管理の適切性・機密性の確保に併せ労務管理の充実を図るため。

② 新国立劇場・おきなわ部の設置

【現行】



【改正】



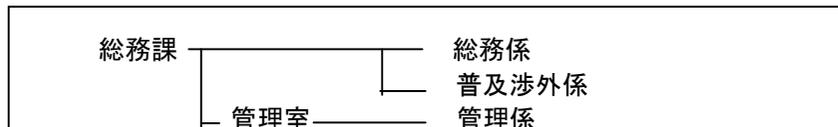
◎ 改正理由

新国立劇場及び国立劇場おきなわの業務委託の効率化を図るため。

(2) 業務の質の向上と一層の効率化のための事業実施体制整備について、組織改正の検討を進め、25年4月に以下の組織改正を実施することとした。

① 総務企画部総務課お客様相談室の設置

【現行】



・全体としては、コピー用紙購入枚数及びコピー枚数とも前年度比では大きな増減はない。

・ただし、能楽堂は前年度比コピー枚数20.8%増、コピー用紙購入枚数10.3%増と悪化している。

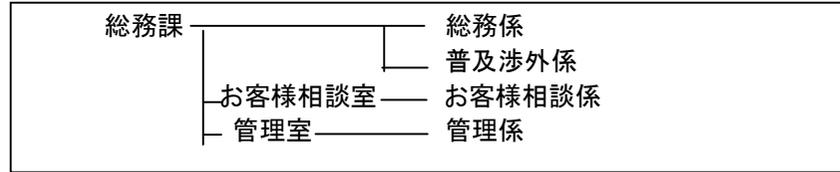
・組織改正については、その改正理由も妥当であり、特段の問題はないと判断できるが、その効果が現時点では不明である。

・24年度から導入した任期付職員採用制度による職員1名の採用並びに新人、2年次・3年次、若手職員に対する研修等職員の専門性の確保等に努めている。

・今後も、研修の実施や、任期付職員の採用等、専門性のある人材確保に努められたい。

・また、非常勤職員(アルバイト)から常勤職員又は嘱託職員への昇格による文楽技術室の後継者の養成も行われていることは評価できる。

【改正】

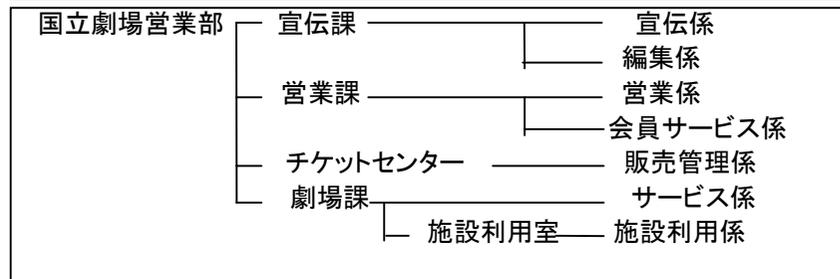
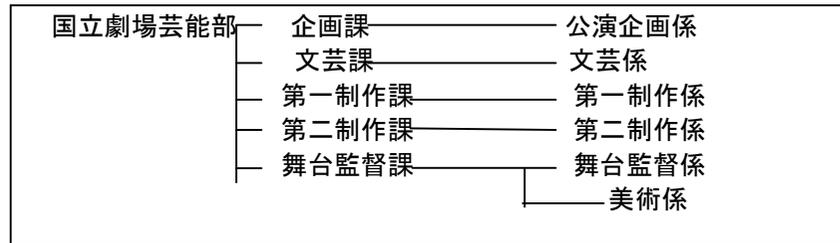


◎ 改正理由

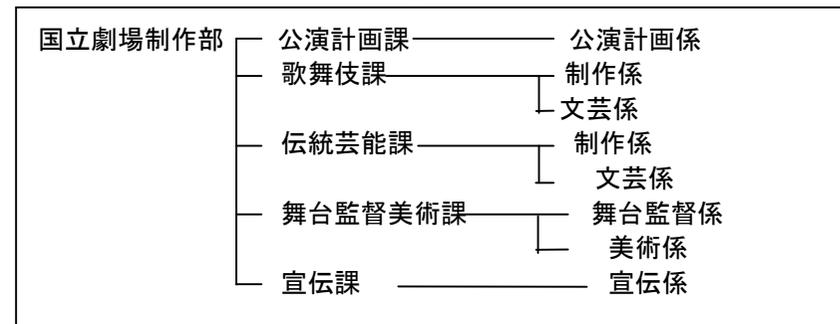
事業全般に対する問い合わせ、苦情、ご意見に総合的に対応し、方針決定・対応のスピードを向上することで、各種事業・サービスの充実と向上を総合的に継続して推進するため。

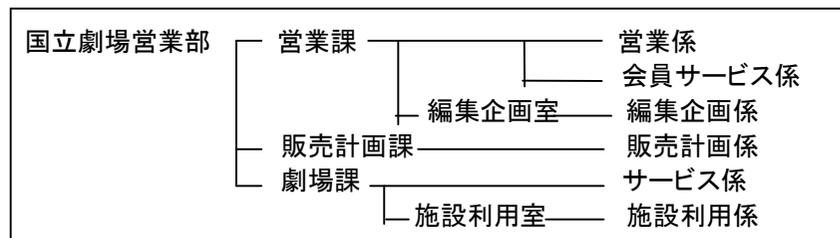
②国立劇場芸能部文芸課改組、国立劇場営業部宣伝課改組、組織名の変更

【現行】



【改正】





◎ 改正理由

文芸課を改組し、第一、第二制作課に各々の文芸係として配置する。歌舞伎の芝居が作られていくプロセスを理解し、台本の執筆、補綴に役立て、また文楽、舞踊のジャンルでの復曲、復活に対応する。

公演制作及び公演宣伝の指揮命令系統を統一し、より一層効果的で機敏な公演宣伝を推進する。編集企画室を設置し、専門的見地から編集系の業務を処理するとともに、国立劇場オリジナル商品の企画・開発を行う。

また業務内容をより明確に反映させるために、組織名を変更する。

2. 職員の専門性の確保

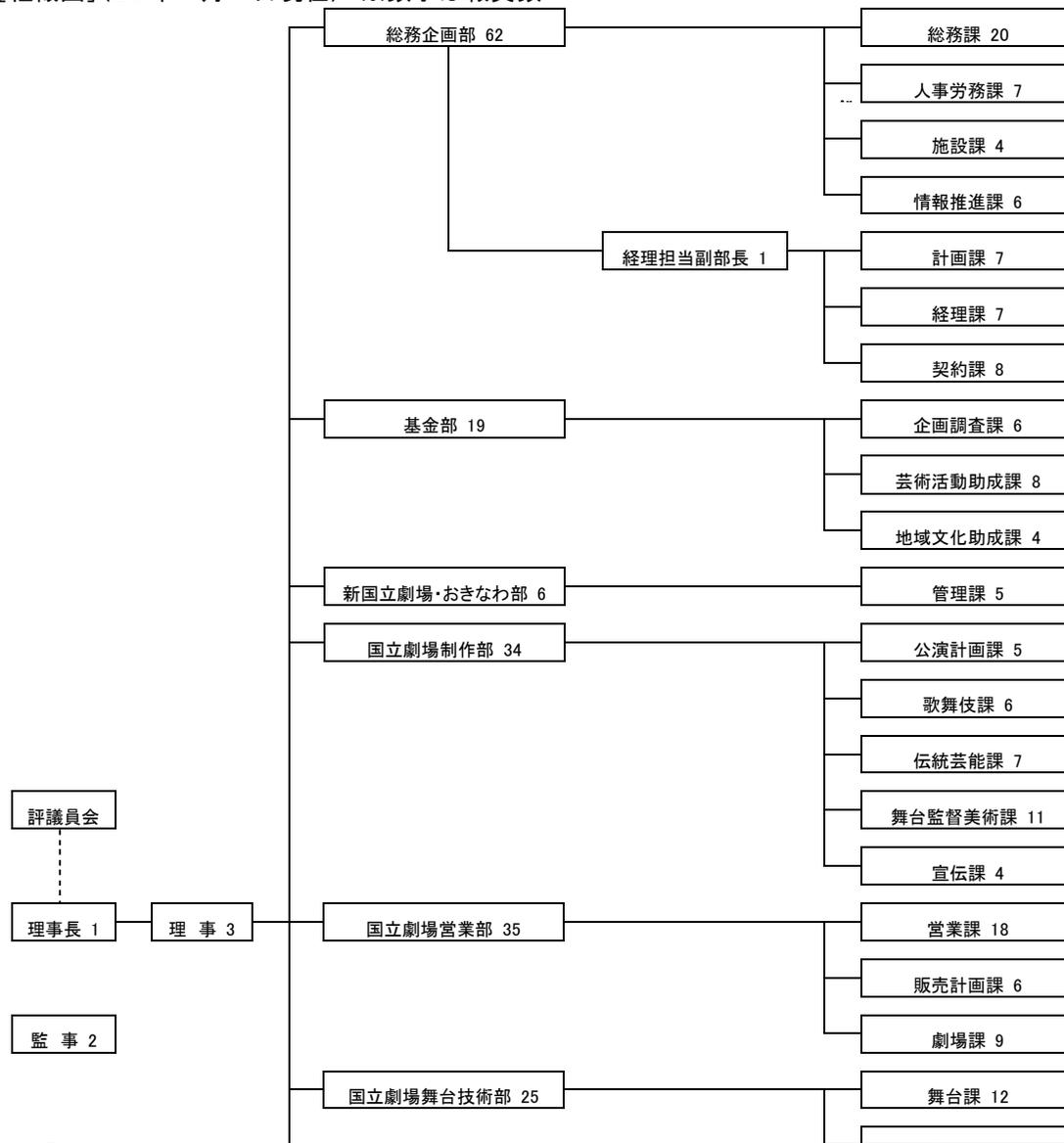
- ・ 職員の専門性の確保を図るため、20年度より実施している公演研修を24年度も行い、新規採用職員に対し伝統芸能の公演制作過程の実習を行うとともに観劇レポートの提出を課題とする新人研修を実施した。
- ・ 専門性の確保、人件費の抑制及び人員配置の適正化の推進のため、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合における任期付職員採用制度を24年度から導入した。この制度により、24年4月に調査研究に関する業務に携わる職員1名を採用した。
- ・ 採用2年次、3年次の職員についても歌舞伎、文楽公演に関する事前レクチャーと観劇及びレポート作成を義務付け、加えて23年度に引き続き振興会が行う教員免許状更新講習の「伝統芸能にみる日本のこころ」を聴講させた。
- ・ 舞台技術部門の若手職員については、振興会内での教育、技術の継承に加え、外部研修も積極的に利用し、公益財団法人愛知県文化振興事業団他主催の「愛知県舞台技術者セミナー」や大道具事業協議会団主催の「大道具研修会」に参加し、専門性の確保に努めた。
- ・ 広い識見と高度の実務能力、並びに語学力の育成を図るため、文部科学省の国際業務研修に参加させた。当該職員については、平成25年度は国際教育交流担当職員長期研修プログラム「LEAP」に参加させ米国の大学等で研修を行うことを決定した。
- ・ 文楽技術室の衣裳担当においては、23年度に非常勤職員(アルバイト)、24年度に嘱託職員として勤務した者に対して、常勤職員採用試験を実施し、1名を合格とした。25年度から常勤職員として、組織内での技術指導を行い技術の継承を図る。
- ・ また、文楽技術室のかしら担当及び小道具担当において24年度に非常勤職員(アルバイト)として勤務した5名に対して、嘱託職員採用試験を実施し2名を合格とした。25年度から嘱託職員として勤務し、将来的には本人の適性などを考慮して選考を行い、常勤職員とすることを旨とするもの

である。

【特記事項】

文楽技術室の後継者については引き続き養成が必要であるため、25 年度も非常勤職員(アルバイト)の公募を行う。

[組織図](25年4月1日現在) ※数字は職員数





<4> 情報開示の推進

1. 分かりやすく説明する意識の徹底

独立行政法人に対して国民の厳しい視線が向けられている現状に対応して、振興会の実施する事務事業に対する国民の理解が得られるよう、役員会等において、職員が国民に対し丁寧に分かりやすく説明する意識を引き続き持つよう徹底を図った。

2. 情報提供の迅速化

ホームページ利用者に速やかに正確な情報を提供することは、振興会の実施する事業の成否にも関わることから、役員会等重要会議で繰り返し指示され業務改善に努めている。特に迅速さを求められる公演情報については、担当者の直接入力と責任者の認証機能を備えた公演情報管理システムを活用し、利用者へ速やかかつ正確に情報提供を行っている。また、内部ホームページにマニュアルを掲載して職員に周知を図り、情報の誤謬等が生じないよう体制の整備を図っている。

3. 情報公開への対応

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、振興会が保有する法人文書の公開を実施した。法人文書の開示請求は 3 件(うち開示実施は 2 件)あり、速やかな対応を行った。

・従来から役員会等が情報開示の重要性を認識しており、情報開示の推進を図っていると判断できる。今後は、公演情報管理システムを活用した利用者への情報提供などにより、入場者数の増大につながるよう努められたい。

<5>効率化に関する目標の達成状況

1. 一般管理費

以下の数式により効率化の達成状況を計っている。

A: 平成 19 年度の一般管理費予算額(退職手当を除く)

※運営費交付金算定の基礎となった額

B: 当該年度の一般管理費決算額(退職手当を除く)

増減比率: (B-A) ÷ A

(単位: 百万円、%)

区分	種別	24 年度
基準額(A)	一般管理費	603
	人件費	653
	計	1,256
金額(B)	一般管理費	280
	人件費	593
	計	873
増減比率		△30%

2. 事業費

以下の数式により効率化の達成状況を計っている。

A: 前年度の事業費予算額(退職手当を除く)

※運営費交付金算定の基礎となった額

B: 当該年度の事業費決算額(退職手当を除く)

増減比率: (B-A) ÷ A

(単位: 百万円、%)

区分	種別	24 年度
基準額(A)	事業費	7,361
	人件費	1,880
	計	9,241
金額(B)	事業費	7,591
	人件費	1,716
	計	9,307
増減比率		1%

※前年度からの繰越執行により前年度予算額に対し、1%増となったが、19 年度運営費交付金予算額(10,136 百万円)に対し、8.2%の効率化を達成している。

《自己点検評価》

○ 良かった点・特色ある点

・ 振興会各情報システムの遠隔保守の実現により、システム保守対応の迅速化が図られた。

・ 一般管理費については効率化を達成している。

・ 事業費については 19 年度運営費交付金予算額に対し、8.2%の効率化を達成している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合チケットシステム開発の過程におけるリスクを減らすために、開発に係る支援業務の委託を行った。 ・ 廃棄物の減量化について、前年度に比べ処理量が減少した。 ・ 光熱水量及びペーパーレス化について、概ね前年度程度の実績に抑制することができた。 ・ 事業全般に対する問い合わせ、苦情、御意見に総合的に対応し、方針決定・対応のスピードを向上することで、各種事業・サービスの充実と向上を総合的に継続して推進するために、お客様相談室を設置することとした。 ・ 国立劇場芸能部文芸課及び国立劇場営業部宣伝課の改組を行い、公演事業の充実を図るための体制を整えることとした。 ・ 任期付職員採用制度を導入し、専門的な知識経験が必要とされる調査研究に関する業務に携わる職員を採用した。 ・ 効率化に関する目標の達成状況について、24年度も引き続き適切な執行に努めた結果、一般管理費については基準額である19年度運営費交付金予算額(1,256百万円)に対し30%の効率化を達成した。事業費については前年度からの繰越執行により前年度予算額に対し1%増となったが、19年度運営費交付金予算額(10,136百万円)に対し8.2%の効率化を達成した。 	
<p>【法人の長のマネジメント】 (リーダーシップを発揮できる環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能しているか。 <p>(法人のミッションの役職員への周知徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。 <p>(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っている 	<p>【1 リーダーシップを発揮できる環境の整備状況と機能状況】</p> <p>ア 経営方針表明の機会 「観客第一主義」を掲げる理事長の経営方針は、年頭挨拶等で全役職員に表明、周知されている(館内テレビモニターを使い、会場に参集できない職員にも周知)。また、ウェブサイト、公演プログラム等の挨拶文等を通し一般に対しても広く周知されている。</p> <p>イ 予算・財務関係の統制 年度予算計画については、法人全体の予算をまとめた段階で理事長に内容を報告し、助言・指示を仰いだ上で、最終的には理事長を含めた役員会の承認により決定している。これにより、法人全体の視野に立った効率的な予算運用がなされている。</p> <p>ウ 組織・人事関係の統制 人事計画策定や組織体制についての案件は、常に理事長、担当理事、担当部長と綿密に協議と調整を行っている。これにより、懸案事項やリスクへの迅速な対応が図られている。</p> <p>エ 権限の委任 役員は、辞令により担当部が明確に分掌されている。会計機関については「独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則」により、契約担当役、出納命令役、出納役、分任契約担当役、分任出納命令役及び分任出納役の分掌体制がとられている。また、文書専決者については「独立行政法人日本芸術文化振興会文書専決細則」に分掌が規定されている。以上の諸制度、規程により、機能的な組織統制が図られている。</p> <p>オ 補佐体制 総務企画部担当理事および総務企画部総務課総務係が補佐部局となり、理事長の指示、要望を受け、内容により関係部門と連絡調整を行い、必要な場合その報告、取りまとめを行っている。 また、役員会等の会議で定期的に各部署から業務の報告を行っているほか、各部署の管理職から理事長への連絡体制を設けており、法人内外で支障事案が発生した場合に、即応できるようにしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長の下に、補佐部局が確立され、理事長のリーダーシップが発揮できる環境が整備された。また、権限の委任が適切に行われている。 ・ 理事長の経営方針である「観客第一主義」は、役職員に周知徹底している。理事等による「おすすめキャンペーン」の実施など、経営層に新規顧客の開拓の必要性は認識されているが、さらに取組を充実させたい。 ・ 組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)を定義するとともに、監事監査において把握したリスクを理事長と共有している。また、その対応や未達成要因への対応についても適切に行われていると認められる。 ・ 従来、お客様の苦情に対する回答が1ヶ月程度かかっていたが、理事長のリ

<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その際、中期目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に着眼しているか。 <p>(内部統制の現状把握・課題対応計画の作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の長は、内部統制の現状を的確に把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているか。 <p>【監事監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意しているか。 ・ 監事監査において把握した改善点等について、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。その改善事項に対するその後の対応状況は適切か。 	<p>【2 組織にとって重要な情報等についての把握状況】</p> <p>ア 役員会 中期計画、年度計画の遂行に関わる、目標達成状況、収支状況、予算執行状況は役員会において定期的に理事長に報告され、現状把握に基づいた理事長からの指示により各部署は対策を案出し、目標の達成が図られ、その状況は随時役員会で報告されている。役員会資料や議事要旨は館内 LAN により全職員に周知されるほか、内部ホームページに掲載され、過去の資料を自由に閲覧できる環境が整備されている。</p> <p>イ 連絡体制 各部署の管理職から理事長への連絡体制を設けており、法人内外で支障事案が発生した場合に、即応できるようにしている。</p> <p>ウ 苦情情報の把握 利用者から寄せられた要望・苦情、それに対する回答内容は、理事長へ報告の上、全職員へ館内 LAN による周知を行っている。これにより、問題意識の共有と、サービスの向上が図られている。平成 25 年度には、対応に係る調整及び総括を行う部門として総務課に「お客様相談室」を設置し、より体制を強化した。</p> <p>【3 役職員に対するミッションの周知状況及びミッションを役職員により深く浸透させる取組状況】</p> <p>ア 経営方針の表明、周知 上記1-アの通り、年頭挨拶等において理事長による経営方針が全職員に直接表明されている。館内テレビモニターを使い、会場に参集できない職員にも周知している。</p> <p>イ 定期的な会合 毎月の役員会とは別に、理事長、全理事、総務企画部長が集まる打合せの機会を設け、対話を図っている。</p> <p>ウ 理事長研修 理事長が、自ら講師となって職員研修を実施し、法人の長として立場から対話を図っている。理事長の考えを直接伝えるとともに、質疑応答を通して職員の個々の意見も聴取している。</p> <p>【4 組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握状況】</p> <p>ア リスクに対する考え方 公共性が非常に高い劇場施設を運営しているため、安定した業務サービスの維持及びその向上や観客や利用者からの信頼確保を最優先事項とし、それらを阻害する要因をリスクととらえている。</p> <p>イ 監事監査におけるリスクの把握 毎年度の監事監査において、各部より部が抱えているリスクを監査項目として事前に報告を得、監査において各部と対応や検討を協議することで把握を図り、部単位で整理、対応している。 理事長は監査計画立案時、実施時、意見集約時、報告時において監事と綿密に連携し、リスクの存在を把握している。 監事監査に関する情報は関係職員によって共有されているほか、館内 LAN により全職員にも周知されている。</p>	<p>一ダミーの下、回答期間を原則一週間以内とするなど、リスクの把握及びその対応が適切に行われていると判断できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事監査報告に付された検討希望事項に係る意見書に対し、「監事監査における検討事項に対する措置状況について(報告)」を作成し、監事に通知している。措置状況に記載している法人としての対処等については、理事長の指示により、各部において具体的な対策がなされていると判断できる。 ・ 監事監査については、着実に実施されている。 ・ 監事監査においては、理事長等のマネジメントに留意するとともに、理事長に対して、入札・契約、スペシャリストの育成、労務管理などの検討希望事項を提出している。 なお、その改善事項に対する対応も行われている。
--	--	---

<p>【5 組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)に対する対応状況】 以下、法人が把握する主なリスクとその対応状況を挙げる。</p> <p>ア 観客、施設利用者のレピュテーション（評判）リスク 利用者から寄せられた要望・苦情、それに対する対応について、理事長への報告から全職員への周知までの一連の流れをスキーム化し、確実な問題意識の共有を図っている。</p> <p>イ 職員の専門性確保上のリスク 舞台芸術の公演や調査研究など特殊性の高い業務については、退職等により専門技能の断絶が起きるリスクが存在する。職員の専門性を継続的に確保するため、新規採用職員に対する公演研修をはじめ、各種職員研修を計画的に実施している。また、振興会全体の業務を理解させることを目的として、各職域の職員が講師となり業務内容を教示する業務研修を平成 25 年度より実施している。</p> <p>ウ 自然災害等に関係するリスク 地震に対する安全確保の検討を目的とする作業チームを編成し、東日本大震災の経験を踏まえ、実効的なマニュアルの策定を進めている。</p> <p>エ 監事監査におけるリスク 監事監査報告に付された検討希望事項に係る意見書に対し、「監事監査における検討事項に対する措置状況について（報告）」を作成し、監事に通知している。措置状況に記載している法人としての対処等については、理事長の指示により、役員会等を通じて各部に周知の上、具体的な対策を実施している。</p> <p>【6 未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応状況】</p> <p>ア 役員会における業務報告 担当各部は月次又は四半期ごとに事業の実施状況を取りまとめ、役員会で報告している。これにより、年度計画の実施状況が逐次把握されている。</p> <p>イ 年度計画・自己点検評価への反映 前年度評価での指摘事項を計画の未達成項目としてとらえ、当年度の年度計画に反映するとともに、自己点検評価に指摘と対応結果を併記することにより、対応状況の確実な把握につとめている。</p> <p>【7 内部統制のリスクの把握状況とその対応状況】</p> <p>ア 法令遵守の徹底 法令遵守はリスク低減の基礎をなすものであり、法令を踏まえた内部規程を適時制定して実施基準を示している。また、関係法令、諸規程、業務方法、手順、実施基準、書式等を内部ホームページに掲載し、法令遵守の徹底を図っている。</p> <p>イ 情報伝達のリスクへの対応 理事長に現場の問題が伝達されないリスクを回避するため、前記2-ウの苦情情報の把握、3-イの定期的な会合、3-ウ理事長研修など、利用者や現場職員から直接情報を聴取できるルートを保持している。</p> <p>ウ 組織構造上のリスクへの対応 いわゆる「タテ割」の弊害を回避するため、部署を超えて対処が必要な案件については、臨時部長会等の招集や検討チームの設置を行い、迅速な対応を図っている。</p> <p>エ 内部統制のリスクの把握 役員会等の会議において情報を共有しているほか、館内 LAN を通じて適宜全職員に周知をし</p>

ている。

【8 監事監査における法人の長のマネジメントに関する監査状況】

ア 年間を通じての監査

監事は、月2回開催の役員会他、重要会議に出席し理事長への提言、意見交換を行っている。また、重要な決裁文書を閲覧し執行状況を監査、必要に応じ役職員への聴取を行い、意見を理事長に提出している。

【9 監事監査における改善点等の法人の長、関係役員に対する報告状況】

ア 監事監査における検討希望事項の提出

定期監査報告とは別に、監査の過程で生じた検討事項、提案事項を取りまとめ、理事長宛に文書で提出している。

【10 監事監査における改善事項への対応状況】

ア 対応状況の取りまとめと周知

監事監査における改善事項は、各部署に検討を求め、各部署はその後の年度計画等策定に当たって反映させるなどの対応を行っている。また、各部署の対応状況を取りまとめの上、報告書の形で役職員に周知している。

【11 監事監査・内部監査の実施状況】

1. 監査に係る規程の整備状況(添付資料:1 監事監査要綱、2 監事監査実施基準、3 監事監査要領、4 内部監査要綱)

(1)監事監査

①独立行政法人日本芸術文化振興会監事監査要綱(平成15年10月1日 独立行政法人日本芸術文化振興会監事裁定)

◎監査に関する基本的事項の定め(第1条)

②独立行政法人日本芸術文化振興会監事監査実施基準(平成15年10月1日 独立行政法人日本芸術文化振興会監事裁定)

◎監査の手続き等に関する事項の定め(第1条)・・・監査マニュアル

③独立行政法人日本芸術文化振興会監事監査要領(平成15年10月1日 独立行政法人日本芸術文化振興会監事裁定、平成17年4月1日改正)

◎監査項目、目的、着眼点等の定め・・・監査チェックリスト
(監査にあたってはさらに詳細なチェックリストを別途作成)

(2)内部監査

①独立行政法人日本芸術文化振興会内部監査要綱(平成15年10月1日 独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定、平成21年4月1日改正)

②監査事項及び監査手順の準用(監査マニュアル)

監事監査実施基準第2、3条の規定を準用(内部監査要綱第5、6条)

③監査チェックリスト

監査要領等を参照し、その都度監査員により作成する。

2. 監査体制の整備状況

(1)監事監査

①監事(文部科学大臣任命)

2名(専任:常勤1名・非常勤1名)

②監査の事務補助(監事監査要綱第6条)
平成24年度実績 6名(兼務:課長1名・課長補佐1名・室長1名・主任3名)

(2)内部監査

①監査員(内部監査要綱第4条)
役員又は職員のうちから2名以上
平成24年度実績
・1月～2月実施業務監査及び会計監査
・9名(兼務:課長2名・係長1名・主任4名・主事1名・技師補1名)

②総括及び調整等(内部監査要綱第11条)
監査の実施に関する事務(監査員が行う事務を除く。)
業務監査 : 総務企画部長
会計監査 : 経理担当副部長
総括及び調整: 総務企画部長

3. 監査実績(添付資料:5 監事監査計画、6 監査事項、7 補助監査事項、8 監事監査報告書、9 内部監査計画)

(1)監事監査の実績

①監事監査の概要
独法移行後(平成15年10月以降)各年度において、役員会(月2回)その他重要な会議に出席するほか、役職員から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧した。また、国立劇場本館及び主要な施設において、業務の効率化を含む業務全般及び財産の状況を調査した。さらに、会計監査人から会計監査人の監査方法及びその結果について説明を受け、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加え、いずれも適正であることを確認するとともに、業務の執行に関する法令遵守等の状況についても確認した。

②定期監査スケジュール、報告書、指摘事項等
○監事監査計画作成(平成24年4月27日)→ 提出先:理事長(写しを文部科学大臣へ提出)
○定期監査(5月～6月)
実地監査 7日間(7日×(監事2+補助6)=56人日)
・各部資料提出
・資料精査
・各部ヒアリング
・別途、補助監査による監査。報告を受ける。
会計監査人の監査報告聴取
「監事監査報告書」作成 → 財務諸表に添付 → 文部科学大臣へ
○「監事監査における検討希望事項」(9月24日)→ 提出先:理事長
監査報告書に記載すべき事項の他に、監査の過程で生じた検討事項・提案事項についての報告書
<指摘事項(6項目)>
・入札・契約について
・スペシャリストの育成について
・労務管理について
・新規事業の実施状況について

	<ul style="list-style-type: none"> ・基金部の状況(助成)について ・集客について ○「検討希望事項」の措置状況調査(報告:平成25年3月29日) <ul style="list-style-type: none"> ・各部資料要求 ・必要に応じてヒアリング ③ その他の監査 <ul style="list-style-type: none"> ○ 役員会(月2回開催)等重要会議への出席。聴取、意見交換等 ○ 重要な書類等の回付 ○ 合計残高試算表(月末)の回付 ○ 必要に応じた臨時監査(関係役員からの聴取等) ④ 会計監査人との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○ 会計監査人からの監査計画の説明(平成23年12月20日) ○ 会計監査人からの監査報告(平成24年6月20日) <ul style="list-style-type: none"> ※平成15-17年度:中央青山監査法人、平成18-24年度:監査法人トーマツ ⑤「独立行政法人、特殊法人等監事連絡会」総会及び第9部会への参加 <ul style="list-style-type: none"> 総務省の働きかけにより、各法人の監事の任意の参加による会議 総会・部会(振興会は第9部会に所属)年間各1回 3月5日・総会、12月6日・第9部会 (2) 内部監査の実績 <ul style="list-style-type: none"> ① 内部監査の概要 <ul style="list-style-type: none"> 内部監査要綱に基づき平成24年度も内部監査を実施した。24年度は、業務監査及び会計監査を同時に実施した。 ② 監査スケジュール、報告書、指摘事項等 <ul style="list-style-type: none"> <1月~2月実施業務監査及び会計監査> ○内部監査計画の通知:平成24年11月28日 ※同日、監事へ通知 ○監査対象部門:全部署(総務企画部、基金部、新国立劇場部、芸能部、営業部、舞台技術部、調査養成部、演芸場部、能楽堂部、文楽劇場部) ○監査項目: <ul style="list-style-type: none"> 勤務時間の管理状況 旅行命令、旅費の状況 法人文書の管理状況 物品・役務等、調達手続きの状況 物品の管理状況 手許現金の出納管理状況 切手、はがきの管理状況 その他必要な事項 ○実地監査実施:平成25年1月25日から平成25年2月20日の間の10日間 <ul style="list-style-type: none"> (10日×(監査総括兼業務監査所掌1名+会計監査所掌1名+監査員9名)=110人日) ・書類、帳簿等の実査 ・必要に応じて担当者からヒアリング ○ 内部監査報告書及び事務連絡「平成24年度独立行政法人日本芸術文化振興会内部監査結果に基づく事務処理の適正化及び改善を要する事項について」を通知(平成24年3月18日)し、事務処理の適正化と改善を図った。 (指摘事項) 	
--	---	--

・法人文書の管理の適正化、物品管理の適正化 等

4. 監査内容

(1) 監事監査の内容

各部に対し「監査計画」、「監査事項」及び「補助監査事項」を提示し、資料の提出と内容の聴取、実査を実施している。監査事項は毎年度見直し、継続して監査する事項、新規に監査する事項等精査を行っている。

(2) 内部監査の内容

各部に対し「内部監査計画」を提示し、計画に基づき資料の提出と内容の聴取、実査を実施している。監査事項は毎年度見直し、継続して監査する事項、新規に監査する事項等精査を行っている。

【その他内部統制】(添付資料:10 役職員倫理規程)

(1)コンプライアンス体制整備(倫理行動規程の策定状況等)

①独立行政法人日本芸術文化振興会役職員倫理規程(平成15年10月1日制定・平成21年4月1日改正)

- ・振興会職員としての自覚、倫理の保持
- ・利害関係者との接触の制限(金銭等の受領や供応接待等)
- ・贈与等報告書の提出、保存及び閲覧

役員及び管理職職員が1件につき5千円を超える報酬をうけた場合に提出。保存は5年間、また閲覧の請求があれば、何人に対しても閲覧させる(1件につき2万円を超える部分)

②業務改善体制の整備及び取組事例

(研修の実施)

- ・役員研修(24年度は理事長、関理事)を行い、トップダウンによる業務への意識付けを図った。
- ・若手職員を対象とする研修を再編し、主事級、主任級への研修を体系付けた。主事級、主任級の職員が、それぞれ必要なスキル、能力を身につけることを目的とした研修を実施し、業務実施体制の安定を図った。
- ・情報セキュリティ研修を行い、情報管理に対する意識付けを図った。

③コンプライアンス体制の整備及び取組み事例

(研修の実施)

- ・セクシャルハラスメント防止研修や入札手続きについての経理業務研修等の内部研修を行い、職員全体に対して法令遵守の意識付けを図った。
- ・下記外部研修への参加により、当該部署の職員に対して法令遵守の意識付けを図った。

情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会(総務省行政評価局)、関東地区行政管理・評価セミナー(総務省行政評価局主催)、著作権セミナー(文化庁)、公共工事入札契約適正化法等に関する講習会(文部科学省文教施設企画部)、入札契約適正化法等に関する講習会(文部科学省文教施設企画部)、政府出資法人の調達担当者研修会(公正取引委員会)、派遣先事業主・責任者研修会(東京労働局需給調整事業部)

(2)職員の積極的な貢献を促す取組み事例

・勤務評価の実施

人事異動や職員の定期昇給の区分を決定するための基礎を成すものであり、勤務実績が給与へ適正に反映されることとしている。

【(小項目)2-1-2】 随意契約の見直し		【評定】			
【法人の達成すべき計画】 II (2) 随意契約の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によることとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 また、その実施に当たっては、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。 ア 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。		A			
		H20	H21	H22	H23
		A	B	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 239 頁～240 頁			
評価基準	実績	分析・評価			
1 業務運営の効率化を進めるため、次の措置を講じたか。 ア 効率化に関する取組み ③ 外部委託の推進に伴う随意契約の見直し、一者応札・応募の改善 ・ 契約監視委員会においては、定期的に契約の点検・見直しを行い、その結果を踏まえた契約方式を実施したか。 ・ 引き続き「随意契約見直し計画」に基づき、原則として一般競争入札によることとし、その取り組み状況をホームページで公表したか。 ・ 同種の、又は各館に共通する物品購入や役務の調達において、契約内容や入札方法の集約化・一元化による効率性について検討し、一体的な契約や複数年契約を推進したか。 ・ 真にやむを得ない理由により競争性のない随意契約を継続する場合、定期的な価格交渉を実施するなどして費用低減	(3) 随意契約の見直し及び外部委託の推進 1. 契約監視委員会の開催、「随意契約等見直し計画」に関する取組み(添付資料:11 契約監視委員会設置要項、12 契約監視委員会委員名簿、13 契約監視委員会の開催状況) ・ 外部有識者を含めた委員による「日本芸術文化振興会契約監視委員会」(第7回、第8回)において、定期的な契約の点検を実施し、それぞれ報告書を理事長に提出した。 ・ 平成24年7月31日に第7回契約監視委員会を開催し、競争性のない随意契約、一者応札・応募になった案件を中心に点検審議を行い、一者応札、高落札率の改善について検討した。また、システム等の著作権に係る適切な契約方法について検討した。 ・ 平成25年1月28日に第8回契約監視委員会を開催し、平成23・24年度連続一者応札・応募等事案について、点検を行い、一者応札の改善等について検討した。 ・ より競争性、透明性の高い入札・契約事務を実施することを目的として20年度契約を基準として策定した「随意契約等見直し計画」のフォローアップを行い、公表した。 2. 契約内容及び入札方法の見直し等外部委託の推進 案件ごとに業務内容を精査し、以下の通り契約形態を見直して、より効率的な外部委託を推進した。 (24 年度契約からの移行業務) ・ 「平成 24・25 年度国立劇場ターボ冷凍機・冷温水発生機保守業務」(単年度から2年間の複数年契約へ移行) ・ 「平成24・25年度国立劇場空調等自動制御装置保守業務」(単年度から2年間の複数年契約へ移行) (25 年度契約からの移行準備を行った業務) ・ 電話交換業務委託(本館・能楽堂を一括した2年間の複数年契約へ移行) ・ 国立劇場本館及び演芸資料館における公演記録映像収録等の業務に係る要員の派遣(本館・能楽堂を一括した契約へ移行) 業務の質的な面での特殊性を検証した上で適正な契約方法を検討し、以下のように実施した。 (24 年度契約からの移行業務) ・ 「平成 24 年度国立劇場大劇場吊物機構操作盤改修工事」(一般競争入札から随意契約へ	・平成 22 年に策定された随意契約等見直し計画に比べ、今年度は競争性のある契約が減少(△39 件)し、反対に競争性のない随意契約が増加(+40件)となっているが、金額ベースで見ると、随意契約は6億円弱減少(約△8%)している。 ・このことについて、日本芸術文化振興会に確認したところ、劇場特有の出演契約や舞台制作に係る案件に加え、緊急的な設備やシステム改修などにおいて履行できる業者に競争相手が存在しないことなど、随意契約によらざるを得ない事情が認められたことから、概ね妥当であると判断できる。 ・また、複数年契約の推進に加え、新国立劇場及び国立劇場おきなわの両施設の一体的な管理運営と直接的な関係が少ないと考えられる業務委託については、平成22年度より日本			

<p>への取り組みを適切に行ったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一者応札・応募改善のため、参加資格等の要件緩和や仕様内容の見直しなどを検討し、競争排他的な入札条件の排除に努めたか。また、入札公告とともに、参加に必要な入札情報を積極的にホームページ等に掲載するとともに、文部科学省ホームページや業界紙へ情報を掲載して競争参加者の増加を図ったか。あわせて情報入手後、応札しなかった者がいた場合、その辞退理由の収集を行うなど今後の改善策の参考としたか。 入札事務の効率化と競争参加者の利便性向上のため、電子入札を一部の案件で導入したか。 	<p>移行) ・「平成 24 年度国立劇場小劇場床機構挟まれ検知改修工事(一般競争入札から随意契約へ移行)</p> <p>3. 入札機会の拡大 (1)一者応札、一者応募をリストアップし、以下の見直しを行った。 ① 仕様書の内容の見直し ・ 特定の業者しか納入することができない条件を見直す。 ② 公告期間の見直し ・ 一般競争入札について、10 日以上としている公告期間を 10 営業日以上確保する。 ・ 公募については、20 日以上としている公告期間を 20 営業日以上確保する。 ③ 入札参加要件の緩和 ・ 過去の納入実績、請負実績等の条件を緩和する。</p> <p>(2) 契約情報提供の充実 ・ 入札公告などを劇場敷地内に掲示するとともに、入札機会の拡大を図るため、ホームページ上の「調達情報」に仕様書のほか、セキュリティ面において公開することに問題があると判断されるものを除き、その他すべての資料を掲載した。 ・ 工事及び設計・コンサルティング業務について、文部科学省文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページへ入札情報を掲載するとともに、電子入札の運用を開始した。</p> <p>(3) 一者応札・応募事案の事後点検体制 仕様書を取り寄せる等調達に関心を示したが、応札を行わなかった業者に対してその理由を聴き取るなど、一者応札・応募となった要因分析を行い、一者応札の改善を図った。</p> <p>《自己点検評価》 ○ 良かった点・特色ある点 ・ 「随意契約等見直し計画」に基づき、引き続き競争性のある契約への移行を推進した。その一方で、明らかに競争性のない特殊な案件については、契約監視委員会に説明し、意見を聴取した上で随意契約へ変更できることとし、契約方法の適正化を図った。 ・ 入札情報入手の利便性向上を図るため、ホームページ(調達情報)に掲載する情報を公示だけでなく、仕様書等も掲載することなどにより、一層充実させることができた。新規参入も含めた入札参加者の増加を図るため、工事及び設計コンサルティング業務について、文部科学省文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページへ入札情報の掲載を行っている(平成 23 年 12 月 6 日公告から)。 ・ 入札事務の効率化を図るほか、入札参加者の利便性向上のため、工事及び設計・コンサルティング業務について電子入札の運用を開始した。</p> <p>○ 見直し又は改善を要する点 ・ 業務効率の向上、事務作業の軽減、経費の削減効果を得られることが見込まれる契約については、一本化や複数年での契約締結について継続的に検討していく。 ・ 入札辞退の理由について確認する体制に関し、仕様書・入札説明書等情報を入手又は入札参加申請書提出後に参加を辞退する場合、辞退届の提出を求める等、できる限り理由を調査することを継続して行い、さらに広く参加者を募るための参考とする。</p>	<p>芸術文化振興会が直接契約を行うなど、効率化を図る努力が見受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約に係る案件については、「日本芸術文化振興会契約監視委員会」が定期的に契約の点検を実施し、改善等を検討していることから、適正に実施されていると評価できる。 一者応札・応募への対策について、電子入札の運用を開始する等の入札機会の拡大、事後点検体制の強化が図られたと判断できる。 引き続き、契約の適正化に留意されたい。 競争入札の推進に伴う価格面での効果は数値として示されているが、今後、サービスなどの質的な面での効果や問題点を検証することが望まれる。
---	---	--

【契約の競争性、透明性の確保】

- ・ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切か。
- ・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切か。

【随意契約等見直し計画】

- ・ 「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況は適切か。

【契約にかかる規程類の整備及び運用状況】(添付資料:14 契約に係る規程類)

- ・ 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程及び会計規程実施細則
- ・ 国の契約の基準と異なる規程:なし

【執行・審査体制】(添付資料:15 契約事務体制、16 契約基準・手続一覧表、17 契約に係る決裁の流れ、18 「独立行政法人における契約の適正化について」の措置状況)

○契約種別ごとの年間・月別契約数

区分	一般競争入札	競争性のある 随意契約	競争性のない 随意契約
年間件数	166	16	143
4月	94	11	63
5月	4	0	11
6月	5	0	10
7月	10	0	6
8月	3	1	5
9月	8	0	9
10月	9	2	9
11月	6	1	7
12月	5	0	7
1月	7	1	4
2月	10	0	7
3月	5	0	5

【随意契約等見直し計画の実績と具体的取組】(添付資料:19 随意契約等見直し計画、20 競争性のない随意契約一覧)

区分	①平成20年度実績		②見直し計画 (H22年4月公表)		③平成24年度実績		②と③の比較増減 (見直し計画の進捗状況)	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある 契約	(56.2%) 182	(22.5%) 2,356,695	(68.2%) 221	(29.9%) 3,130,425	(56.0%) 182	(23.9%) 2,124,184	(△12.2%) △39	(△6%) △1,006,241
競争入札	(53.1%) 172	(21.5%) 2,255,408	(64.5%) 209	(28.9%) 3,025,488	(51.7%) 168	(23%) 2,042,622	(△12.8%) △41	(△5.9%) △982,867

・「日本芸術文化振興会契約監視委員会」を設置し、説明し、意見を聴取するなど、契約の競争性、透明性は確保されている。

・今後は、一者応札・応募の条件等の見直し、契約情報提供の充実、事後点検体制を強化することにより、契約の競争性・透明性の確保に努められたい。

・「日本芸術文化振興会契約監視委員会」において、競争性のない随意契約、一者応札・応募になった案件を中心に点検審議を行っていることから、適切に実施されていると判断できる。

企画競争・公募等	(3.1%) 10	(1.0%) 101,287	(3.7%) 12	(1.0%) 104,937	(4.3%) 14	(0.9%) 81,562	(0.6%) 2	(△0.1%) △23,375
競争性のない 随意契約	(43.8%) 142	(77.5%) 8,111,085	(31.8%) 103	(70.1%) 7,337,355	(44.0%) 143	(76.1%) 6,762,718	(12.2%) 40	(6%) △574,637
合計	(100%) 324	(100%) 10,467,780	(100%) 324	(100%) 10,467,780	(100%) 325	(100%) 8,886,902	1	△1,580,878

【原因、改善方策】

競争性のない随意契約の全体の件数及び金額に対する割合が、見直し計画に対して上回っている大きな要因は、劇場業務特有の案件について、業務を履行できる唯一の業者であること、システム改修等著作権を有することに関わる案件において競争相手方が存在しないこと等の理由によるものである。

今後も契約手続きに当たっては、案件ごとに仕様内容や参加要件等を精査し、適正な契約方法を検討するなど、引き続き随意契約の見直しを推進していき、可能な限り一般競争入札等への移行を図る。その一方で、明らかに競争性のない特殊な案件については、契約監視委員会に説明し、意見を聴取した上で随意契約へ変更できることとし、契約方法の適正化を図りたい。

【再委託の有無と適切性】(添付資料:21 特定の委託契約における再委託の適正化を図るための措置)

- ・特定の委託契約における再委託のある契約:該当なし
- ・一括再委託の禁止に係る措置の状況:契約書のひな型を作成しており、当該ひな型において一括再委託禁止の条項を設定している。
- ・再委託及び再々委託の把握に係る措置の状況:「公共調達に適正化について」において再委託に係る承認等の対象とされている契約については、契約の相手方から再委託の有無について報告を求めており、再委託があるものについては、再委託の相手方の名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額を報告させることとしている。ただし、現在のところ再委託を承認している契約はない。また、再委託の相手方からさらに第三者に対し委託が行われているものについては、再委託の有無とあわせて報告させることとしている。ただし、現在のところ再々委託を承認している契約はない。

【一者応札・応募の状況】(添付資料:22 一者応札一覧)

【個々の契約の競争性、透明性の確保】

- ・再委託の必要性等について、契約の競争性、透明性の確保の観点から適切か。
- ・一般競争入札等における一者応札・応募の状況はどうか。その原因について適切に検証されているか。また検証結果を踏まえた改善方策は妥当か。

・再委託はない。

・日本芸術文化振興会契約監視委員会において、個々の契約の競争性、透明性の検証がなされていることから、適切と判断できる。

区 分	② 平成 20 年度実績		②平成 24 年度実績		①と②の比較増減	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	182	2,356,695	182	2,124,184	0	△232,511
うち、一者応札・ 応募となった契約	51	658,799	50 (内、一般競 争 46)	848,982 (内、一般競 争 718,321)	△1	190,183
一般競争契約	172	2,255,408	166	1,922,720	△6	△332,688
指名競争契約	0	0	0	0	0	0
企画競争	7	81,095	9	73,665	2	△7,430
公募	3	20,192	5	7,897	2	△12,295
不落随意契約	0	0	2	119,902	2	119,902
合計	182	2,356,695	182	2,124,184	0	△232,511

【関連法人】

- ・ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。
- ・ 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。
- ・ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。

【原因、改善方策】

契約内容が劇場業務特有の案件があり、一者応札の主な原因となっている。24年度は、工事及び設計・コンサルティング業務について電子入札の運用を開始し、入札機会の拡大に努めた。また、一者応札・応募事案の事後点検体制として、仕様書を取り寄せる等調達に関心を示した業者に対し応札を行わなかった理由を聴き取るなど要因分析を行った結果、金額、件数ともに前年度に対して減となり改善が進んでいる。引き続き仕様書の内容、公告期間、入札参加条件の点検・見直しを行い、また事後点検体制を強化するとともに入札機会拡大に努める。

【関連公益法人の概要】(財務諸表等 P.52)

関連公益法人の名称	業務の概要	独立行政法人との関係
(公財)国立劇場おきなわ運営財団	組踊等沖縄伝統芸能等の企画、制作及び公演、調査研究及び資料収集・利用、組踊の立方、地方の伝承者養成並びに伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流、国立劇場おきなわ施設の管理等	独立行政法人日本芸術文化振興会が国立劇場おきなわにおける組踊等沖縄伝統芸能の公演、伝承者養成、調査研究、資料収集・利用業務、劇場施設の管理運営、その他必要な業務を委託している。

・日本芸術文化振興会と関連法人との関係については、財務諸表等に明記されている。

・平成23年6月に取りまとめられた「新国立劇場及び国立劇場おきなわの運営の在り方に関する検討会」の『論点整理』において、新国立劇場と国立劇場おきなわの今後の運営体制については、経済界等からの寄附金・協力体制の確保、柔軟な法人運営など財団運営の利点を生かすことが重要であることから、現行の財団による運営委託を維持することと結論づけられた。これに基づいて、日本芸術文化振興会は、(公財)新国立劇場運営財団及び(公財)国立劇場おきなわ運営

(公財)新国立劇場運営財団	現代舞台芸術の企画、制作及び公演、実演家、舞台技術者等に係る研修並びに地域交流、国際交流、講演会等の開催、新国立劇場の管理運営等	独立行政法人日本芸術文化振興会が新国立劇場における現代舞台芸術の公演、研修及び同施設の管理運営その他必要な業務を委託している。
(公財)文楽協会	文楽に関する調査研究、記録の整備及びその活用、文楽三業の伝承者の養成、文楽の公開保存及び振興上必要な研究会、講習会等の開催等	独立行政法人日本芸術文化振興会が国立劇場、国立文楽劇場における文楽等公演に関する出演を依頼している。

財団との業務委託を行っているものであり、その関係については妥当であると判断できる。

・(公財)国立劇場おきなわ運営財団の委託費は、設立以降、毎事業年度減少している。また、(公財)新国立劇場運営財団の委託費は平成19年度以降毎事業年度減少している。

・再委託はない。

・今後も関連法人との関係の透明化には留意されたい。

【委託先の収支に占める委託費の割合】(財務諸表等 P.54)

関連公益法人の名称	法人等の事業収入 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)	左記のうち、当法人の発注高 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)	割合(%)
(公財)国立劇場おきなわ運営財団	708,698,820	610,162,000	86.1%
(公財)新国立劇場運営財団	6,601,647,085	3,977,840,000	60.3%
(公財)文楽協会	575,723,389	445,154,684	77.3%

【関連法人へ業務委託する必要性・妥当性】

(1)公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団への業務委託

国立劇場おきなわは、政府の沖縄振興に関する重要政策としてその設立が決定された。同劇場は、「国立組踊劇場(仮称)の在り方に関する調査研究協力者会議」や「国立組踊劇場(仮称)設立準備調査会」等における検討を経て、平成13年度に振興会を設置者として、管理運営は沖縄の文化の独自性を生かし、地元関係者の劇場への支援・協力・理解を得やすくするため、地元沖縄関係者により設立された、財団法人国立組踊劇場支援財団(現・公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団)に委託することとされ、平成16年1月、沖縄県内に開場した。

設立検討の当初から、劇場の事業を円滑に実施するためには、沖縄の伝統芸能・文化に精通した沖縄県及び地元関係者がその業務に当たることが適切であると考えられていた。しかしながら、沖縄に現存する組踊等に関する団体は伝統組踊保存会1団体のみであり、同会は重要無形文化財「組踊」の保存、伝承及び技能の向上を図ることを目的とし、その会員は重要無形文化財「組踊」(総合認定)保持者のみで構成されていることから、役割・目的上も組織・体制上も劇場運営に適合するものではない。このため、同会を含む組踊関係者や沖縄県関係者、沖縄経済界等が中心となって、平成13年4月、財団法人国立組踊劇場支援財団(現・公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団)が設立された。

劇場設立及び設立後の運営に対し、沖縄県及び県民の並々ならぬ努力が注がれており、財団設立の際、基本財産として、沖縄県、県内市町村、県内企業、県外芸能団体を中心に1億円が拠出さ

れ、現在も地元企業からも運営に必要な経費の一部を寄付金として受け入れている。人的体制についても、財団理事長は沖縄県副知事が務め、沖縄県から財団に3分の2以上の職員の派遣を受け、県行政からの全面的な協力体制が構築されている。こうした協力体制は、財団法人という民間団体を介することにより可能になっているものである。

このように、沖縄県をはじめとする地元の創意と協力を最大限取り入れる必要性といった、他の国立劇場等にはない事情を考慮すれば、劇場の管理運営を公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団に委託していることは、十分な必要性と妥当性があると考えられる。

・ 委託費の状況 (単位: 千円)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
金額	681,219	665,836	617,157	616,640	610,162
前年度比	99.9%	97.7%	92.7%	99.9%	98.9%

(2)公益財団法人新国立劇場運営財団への業務委託

新国立劇場は、我が国現代舞台芸術の振興・普及の拠点として、芸術家や経済界をはじめとする関係者の長年にわたる強い要望を踏まえ、平成元年の国立劇場法一部改正により振興会を設置者として設置することとされた。その管理運営については、平成2年11月、学術経験者や芸術家等からなる第二国立劇場設立準備協議会から「芸術家、芸術団体などの創意を最大限に取り入れた運営により、活力ある現代舞台芸術の創造を確保するため、財団法人を設立して管理運営を包括的に委託する」との提言を受け、振興会から財団法人第二国立劇場運営財団(現・公益財団法人新国立劇場運営財団)に委託することとされ、平成9年10月、東京都内に開場した。

新国立劇場は、独立行政法人日本芸術文化振興会法における「我が国における現代舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他文化の向上に寄与する」という目的を達成するための劇場であり、同劇場が扱う現代舞台芸術は、単なる外国の模倣や輸入ではなく、我が国の伝統や精神性も踏まえ、かつ、世界的な普遍性を備えた現代舞台芸術の振興・普及を図る先進国としての使命を有している。公益財団法人新国立劇場運営財団は、国際的にも質の高い公演の企画・制作を行い、主催公演入場者数約20万人、有料入場率平均80%以上程度と高水準を維持しており、観客からも一定の支持を得ていると言える。また、財団の役員等に経済界から多数参画することにより、企業等の支援意欲が喚起され、運営への協力が得やすい結果、年間4億円以上の寄付金等を確保している。さらには、国や独立行政法人に適用されるような硬直的な財務会計制度の適用を受けず、年度を越えた契約締結等が比較的容易であるため、公演の数年前からの準備等ができる柔軟性を有している。

このように、国際的にも質の高い主催公演を通年で上演するための制作・営業・舞台技術・外部資金の導入等の体制、高い技術と豊かな芸術性を備えた実演家の育成及び現代舞台芸術の調査研究を一体で実施できるノウハウを有している団体は他にはないことを考慮すれば、公益財団法人新国立劇場運営財団に業務委託を行うことは、十分な必要性と妥当性があると考えられる。

・ 委託費の状況 (単位: 千円)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
金額	4,876,603	4,810,055	4,306,857	4,013,428	3,977,840

前年度比	96.5%	98.6%	89.5%	93.2%	99.1%
------	-------	-------	-------	-------	-------

【(小項目)2-1-3】

給与水準の適正化等

【評定】

A

H20	H21	H22	H23
A	A	A	A

実績報告書等 参照箇所

業務実績報告書 241頁～243頁

【法人の達成すべき計画】

(3) 給与水準の適正化等

独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、国家公務員制度改革や類似独立行政法人等の人事・給与制度改革の動向を勘案しつつ、職員の能力や業績を適切に反映できる人事・給与制度への移行を推進する。また、給与水準については、適正化に関する検証結果や取組み状況について公表する。

評価基準

実績

分析・評価

1 業務運営の効率化を進めるため、次の措置を講じたか。
イ 給与水準の適正化等
・ 給与水準について、適正化に関する検証結果や取組み状況について公表したか。
・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に対応するため、より効率的な事業遂行のための職員配置及び職員の採用等を実施し、人件費改革の取組みを継続したか。
・ 役職員の給与について、人事院勧告を踏まえ必要な見直しを行ったか。

<2> 給与水準の適正化等

1. 給与水準に係る適正化に関する検証結果・取組み状況の公表

引き続き給与構造改革を踏まえた給与改定を実施し、国家公務員との給与の比較を行い、ホームページに「独立行政法人日本芸術文化振興会の役職員の報酬・給与等について」を掲載し、給与水準に係る適正化に関する検証結果及び取組み状況を公表した。

<一般職俸給表適用者との比較(23年度ベース)>

項目	国の一般職俸給表適用者	振興会一般職俸給表適用者
平均年齢	42.3歳	47.8歳
学歴(大学卒の割合)	52.6%	82.6%

<他の独立行政法人との比較(23年度ベース)>

項目	全独立行政法人	日本芸術文化振興会
給与総額	6,929千円	7,107千円
平均年齢	43.5歳	47.8歳
ラスパイレス指数*	105.7	102.5

※ 国の一般職俸給表適用者の給与を100としたときの給与水準の指数。

<国からの財政支出>

支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 76.2%

(国からの財政支出額 14,955百万円/支出予算の総額 19,619百万円(23年度予算))

【ラスパイレス指数(24年度実績)】

<一般職俸給表適用者との比較(24年度ベース)>

項目	国の一般職俸給表適用者	振興会一般職俸給表適用者
平均年齢	42.8歳	47.4歳
学歴(大学卒の割合)	53.4%	81.9%

<他の独立行政法人との比較(24年度ベース)>

項目	全独立行政法人*1	日本芸術文化振興会
給与総額	—	6,662千円
平均年齢	—	47.4歳
ラスパイレス指数*2	—	104.1

・ラスパイレス指数(対国家公務員)は昨年度に比べると1.6ポイント増の104.1であるが、地域・学歴を勘案した指数は91.6であり、給与水準は適正と判断できる。

・役職員給与については、臨時特例による役職員の給与を減額して支給しており、必要な給与の改定を行っている。

※1 全独立行政法人の給与総額・平均年齢・ラスパイレス指数は、8月下旬に総務省より公表される。

※2 国の一般職俸給表適用者の給与を100としたときの給与水準の指数。

<職員に占める管理職割合> 22.3%

<国からの財政支出>

支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 77.8%

(国からの財政支出額 16,100,564 千円/支出予算の総額 20,698,280 千円(平成24年度予算))

支出総額に占める給与、報酬等支給総額の占める割合 10.9%(平成24年度決算)

<累積欠損> 累積欠損額なし(平成24年度決算)

<国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由>

(1) 勤務地が1級地及び2級地のみであり、国家公務員と比較して地域手当支給割合の大きい地域に勤務する職員の比率が高い。(1級地:国 29.6%、当法人 84.2%)

(2) 学歴別で、大学卒以上の職員が、短大卒・高校卒・中学卒の職員と比較して多い。(大学卒:国 53.4%、当法人 81.9%)

※国家公務員の比率については、平成24年度国家公務員給与等実態調査の行政職(一)適用職員を対象として算出している。

2. 効率的な事業遂行のための職員配置及び採用

人員配置については、各部長から要望を広く聞き、適切な人事異動を行うとともに、58歳以上を対象とした高齢者雇用等、人件費の抑制を踏まえた採用を実施した。

3. 人事・給与制度の検討

(1) 国家公務員の給与見直しに準じた役職員の給与減額改定

国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、「国家公務員の給与の改定及び国家公務員の給与の臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)が成立した。

これに関して、「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成23年6月3日閣議決定)及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成23年10月28日閣議決定)において、独立行政法人の役職員の給与については、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請された。

振興会においてもこの要請に基づき、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、臨時特例により役職員の給与を減額して支給する措置を実施している。

① 臨時特例による役員給与の減額支給(△9.77%)

・減ずる額

本給 …………… 本給月額×9.77%

特別手当(賞与) …… 支給額×9.77%

地域手当 …………… 本給月額×地域率 [東京:18% 大阪:15%]×9.77%

② 臨時特例による職員給与の減額支給(平成24年4月から平成26年3月まで)

役職	減額率
----	-----

	本給	管理職手当	賞与
課長以上(5-7級)	△9.77%	△10%	△9.77%
課長補佐・係長(3-4級)	△7.77%		
係員(1-2級)	△4.77%		

その他の手当のうち、地域手当、超過勤務手当、制作・演出手当についても支給減額率を乗じて得た額を減額する。

(2) 国家公務員の退職手当見直しに準じた役職員の退職手当減額改定

国家公務員の退職手当の支給水準を引き下げ官民較差の解消等を図るため、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 96 号)が成立した。

これに関して、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成 24 年 8 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人の役職員の退職手当については、国家公務員の退職手当の見直しの動向に応じて、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請された。

振興会においてもこの要請に基づき、役員については平成 25 年 1 月 1 日適用、職員については平成 25 年 4 月 1 日適用として、国家公務員に準じた改正を行うこととした。

国		振興会 役員		振興会 職員	
期間	調整率	期間	調整率	期間	調整率
現行	104/100	現行	無し (100/100)	現行	無し (100/100)
H25.1.1 ～H25.9.30	98/100	H25.1.1 ～H25.9.30	98/100	H25.4.1 ～H26.3.31	98/100
H25.10.1 ～H26.6.30	92/100	H25.10.1 ～H26.6.30	92/100	H26.4.1 ～H27.3.31	92/100
H26.7.1 以降	87/100	H26.7.1 以降	87/100	H27.4.1 以降	87/100

《自己点検評価》

○ 良かった点・特色ある点

- ・ 東京、大阪の大都市に事務所があることや大学卒以上の職員の比率が高いことから、地域と学歴を勘案した対国家公務員比較指数は 89.1 となっており、比較指標(102.5)は適切な水準にあると言える。
- ・ 国からの要請を受け、民間における退職給付の実情に鑑み退職手当の引き下げを行うことを内容とする国家公務員の退職手当制度の改正に準じた改正を行うこととした。役員については平成 25 年 1 月 1 日適用とし、職員については平成 25 年 4 月 1 日適用とすることとした。

【諸手当・法定外福利費】

・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。

【会費】

・法人の目的・事業に照らし、会費を支出しなければならない必要性が真にあるか(特に、長期間にわたって継続してきたもの、多額のもの)。

・会費の支出に見合った便宜が与えられているか、また、金額・口座・種別等が必要最低限のものとなっているか(複数の事業所から同一の公益法人等に対して支出されている会費については集約できないか)。

・監事は、会費の支出について、本見直し方針の趣旨を踏まえ十分な精査を行っているか。

・公益法人等に対し会費(年 10 万円未満のものを除く。)を支出した場合には、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、支出金額等の事項を公表しているか。

【福利厚生費の見直し状況】

4. その他法定外福利費等の状況

借上げ宿舎を削減することにより、住宅関連費用が縮減している。なお、役職員で構成する互助会に対する法人負担は、22 年 5 月を限りに廃止している。

<福利厚生費>

項目	支出額 (H23)	支出額 (H24)	内容
住宅関連	11,501	7,408	借上げ宿舎の賃貸料等、職員宿舎の維持管理費
医療・健康関連	7,563	7,679	職員の健康の維持管理ため必要とされる法定検診等
ライフサポート関連	459	914	舞台関係等劇場業務に必要な作業着の購入費等
慶弔関連	103	255	永年勤続(20 年)で勤務成績良好な職員の表彰
合計	19,626	16,256	

【会費の見直し状況】

・平成 24 年 4 月 5 日付文部科学省大臣官房長通知「文部科学省独立行政法人から公益法人等に対する会費支出の基準について(通知)」を受け、平成 24 年 4 月 23 日開催役員会において同通知を理事長、理事、監事及び各部長に周知し、振興会における会費支出について同通知記載の基準に拠ることを確認した。

・上記に従い会費支出の状況を見直し、基準を満たさない会費については支出を取りやめた。(1 件:36,000 円/年 支出先の定款等に支出内容に該当する会費種別及び 1 口当たり金額が規定されていなかったため)

・公益法人等へ支出した会費(年 10 万円以上)については、4 半期ごとに支出状況を取りまとめホームページで公表している。

(公表内容)

件数:2 件:第 1 四半期 2 件、第 2 四半期 0 件、第 3 四半期 0 件、第 4 四半期 0 件

内容:支出先名、名目・趣旨、支出額及び内訳、支出日、支出の理由

○日本芸術文化振興会から公益法人等への会費支出について(平成24年度 第 1 四半期)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	支出の理由等
特定ラジオマイク利用者連盟	特定ラジオマイク局の年会費及び運用調整費の支払い(本館 物品契約)	249,600	年会費:48,000 円(1施設当たり) 運用調整費:1,200 円(固定局1マイク当たり)	4/1、4/20、4/25	特定ラジオマイク(ワイヤレスマイク)を劇場施設で使用するための無線免許を取得する際、当該連盟への加入が条件となる(年会費:48,000 円×3 施設<国立劇場、国立演芸場、国立文楽劇場>)。また、運用調整費は加入団体間の混信を防止するための調整連絡費として保有マイク数に応じ支出するものである(固定局マイク:1,200 円×88 本<3 施設計>)。
公益社団法人 能楽協会	第八期研修生 能楽協会 平成 24 年度協会費として	192,000	年会費:48,000 円	4/11	能楽研修生は基礎研修課程(3 年間)を修了後、専門課程(3 年間)に進み、楽屋実習・舞台実習を含む研修を受講する。舞台出演には能楽協会加入が条件となるため、平成 24 年度に 5 年次(専門課程 2 年次)に進む研修生 4 人を加入させている。研修の実施に際し、研修生の受講料は無料としているため、当該会費を支出している。

・複数の事業所から同一の公益法人等に対して支出されている会費はない。

・借上げ宿舎の削減により、福利厚生費は前事業年度比 17.17%減少している。

・「文部科学省独立行政法人から公益法人等に対する会費支出の基準について(通知)」に従い、基準を満たさない会費については支出を取りやめるとともに、公益法人等へ支出した会費(10 万円以上)については、4 半期ごとに支出状況をホームページで公表しており、会費の見直し状況は適正であると判断している。

<p>【(中項目)2-2】</p>	<p>外部評価の実施 2 振興会における業務運営について、外部有識者を含めて検討を行い、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させること。</p>	<p>【評定】</p> <p style="text-align: center;">A</p>			
<p>【法人の達成すべき計画】</p> <p>2 振興会に、外部の有識者、各分野の専門家等で構成する評価委員会を設置するとともに、当該委員会において、振興会の目標等を踏まえ、組織、運営、事業などについて評価を実施する。評価に際しては、担当部署が行う自己点検、事業の実施結果に対する当該分野の外部専門家からの意見聴取等を踏まえ実施する。また、評価結果については、公表するとともに、組織の改善、事業の見直し、事務の改善等に反映させ、業務運営の効率化、国民に対するサービスの向上等に資する。</p>		<p>H20</p>	<p>H21</p>	<p>H22</p>	<p>H23</p>
		<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>
		<p>実績報告書等 参照箇所</p>			
		<p>業務実績報告書 249 頁～250 頁</p>			
<p>評価基準</p>	<p>実績</p>				<p>分析・評価</p>
<p>2 事業評価の実施 ア 平成 23 年度の事業の実施結果について担当各部が自己点検評価を行うとともに、伝統芸能の公開、現代舞台芸術の公演等については、各分野の専門家からの意見聴取を行ったか。 イ 上記の自己点検評価をもとに、外部有識者等により構成される外部評価委員会において検討・評価を行い、評価結果については、公表するとともに、組織の改善、事業の見直し、事務の改善等に反映させたか。</p>	<p><1>自己点検評価 1. 自己点検評価の実施 (1) 23 年度の業務実績に関する自己点検評価について 24 年 2 月～3 月 各公演専門委員会、事業委員会において事業に対する意見聴取を実施 24 年 3 月～4 月 各部において自己点検評価を実施 24 年 4 月～5 月 総務企画部計画課を中心に自己点検評価を取りまとめ 24 年 5 月 11 日 理事長により自己点検評価を決定 24 年 6 月 28 日 評議員会において、23 年度の業務の実績に関する評価を審議・決定 (2) 24 年度の業務の実績に関する自己点検評価について 自己点検評価は膨大な作業量となるため、毎月の業務実施状況について定期的に役員会で報告するとともに、公演事業については四半期ごとに自己点検評価を実施して、作成業務の効率化と内容の充実を図った。 <2>外部評価委員会による評価 1. 評議員会の開催 第 28 回(6/28)、第 29 回(10/18)、第 30 回(3/26)の 3 回開催した。 議題等: 23 年度評価及び 23 年度決算についての審議、23 年度評価結果についての報告、24 年度計画実施状況の報告、25 年度計画についての審議等 2. 評価委員会の開催 23 年度第 2 回(5/15)、第 3 回(6/12)、第 4 回(6/22)、24 年度第 1 回(10/2)の 4 回開催した。 議 題 等: 23 年度評価の実施、23 年度評価についての審議等 視 察: 養成研修視察(10/2、国立劇場本館・新国立劇場・芸能花伝舎) 委員改選: 24 年 7 月 1 日付けで評価委員 1 名の改選・新任を行った。 3. 公演専門委員会、事業委員会、芸術文化振興基金運営委員会の開催 (1) 公演専門委員会 議題等: 24 年度公演状況の報告、24 年度公演計画の説明、25 年度公演計画についての意見聴取等 ・歌舞伎公演専門委員会 2 回開催(6 月 20 日・3 月 21 日)</p>				<p>・担当各部が月次または四半期毎に事業の実施状況を取りまとめる等、効率的な自己点検評価の実施、及び各種外部評価委員会による評価が、適宜実施されている。 ・公演専門委員会等における各分野の専門家及び伝承者養成分野等について外部有識者からの意見聴取が行われ、今後の事業への反映が図られていると判断できる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・文楽公演専門委員会(本館)2回開催(6月5日・3月18日) ・舞踊公演専門委員会 2回開催(6月21日・3月21日) ・邦楽公演専門委員会 2回開催(6月20日・3月25日) ・雅楽・声明公演専門委員会 2回開催(6月19日・3月25日) ・民俗芸能公演及び琉球芸能公演専門委員会 2回開催(6月21日・3月13日) ・能楽公演専門委員会 2回開催(1月31日・3月1日) ・文楽公演専門委員会(文楽劇場)2回開催(5月28日・2月28日) ・文楽劇場短期公演専門委員会 2回開催(5月29日・2月14日) <p>(2) 事業委員会</p> <p>議題等:23年度評価結果の報告、24年度の事業実施状況、25年度事業計画についての意見聴取等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成事業委員会 1回開催(3月21日) ・調査事業委員会 1回開催(3月19日) <p>(3) 芸術文化振興基金運営委員会 3回開催(9月15日・1月31日・3月15日)</p> <p>議題等:25年度助成活動の審査の付託、25年度助成活動の決定、改善意見についての審議等</p> <p>《自己点検評価》</p> <p>○ 良かった点・特色ある点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施状況について、担当各々が月次又は四半期ごとに取りまとめることにより、効率的に年間の自己点検評価を行うことができた。文部科学省独立行政法人評価委員会、振興会評価委員会等において行われる評価の結果については、公表するとともに、可能な限り事業内容の改善等に反映させた。公演専門委員会等において各分野の専門家から意見聴取を行い、今後の事業への反映を図った。 ・養成事業委員会において、今後の養成事業に反映を図るため、通例議題の評価結果報告・事業実施状況・事業計画に加えて、次期第3期中期計画(案)・中期目標(案)についても説明し、中期的な計画の観点からも伝承者養成分野や養成人数等について外部識者から意見聴取ができた。 	
--	---	--

【(大項目)3】	Ⅲ 財務内容の改善に関する事項	【評定】 A							
		H20	H21	H22	H23				
		A	A	A	A				
【(中項目)3-1】	<p>予算、収支計画及び資金計画 自己収入の確保や税制措置も活用した寄付金、予算の効率的な執行等に努め、次の観点から適切な財務内容の実現を図ること。 国民の鑑賞機会の確保、芸術活動の独創性等に十分留意しつつ、入場料、施設使用料、外部資金等自己収入の層化を図ること。 また、自己収入の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。</p>	【評定】 A							
		H20	H21	H22	H23				
		A	A	A	A				
<p>【法人の達成すべき計画】</p> <p>Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む)、収支 計画および資金計画 収入面に関しては、実績を勘案しつつ、国民の鑑賞機会の確保と芸術活動の独創性等に十分留意した上で劇場入場料等自己収入の増加を図ることや税制措置を活用した寄附金の確保等により、計画的な収支計画による運営を図る。 また、管理業務の効率化を進める観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。</p> <p>1. 予算(中期計画の予算)</p> <p>2. 収支計画</p> <p>3. 資金計画</p> <p>Ⅳ 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は、10億円。 短期借入金が想定される理由は、運営費交付金の受入の遅延が生じた場合である。</p> <p>Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡、処分する計画はない。</p> <p>Ⅵ 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。</p> <p>1 助成事業の充実</p> <p>2 公演事業の充実</p> <p>3 伝統芸能伝承者養成事業・現代舞台芸術実演家等研修事業の充実</p> <p>4 調査研究・資料の収集活用・公演記録の作成活用等事業の充実</p> <p>5 研修器具、芸能資料等の購入・修理</p> <p>6 観劇者サービス、情報提供の質的向上、老朽化対応等のための施設・設備の充実</p>		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>業務実績報告書 251頁～259頁</p>							
評価基準	実績				分析・評価				
<p>Ⅲ 予算</p> <p>1 予算 平成 24 年度年度計画のとおり</p> <p>2 収支計画 平成 24 年度年度計画のとおり</p> <p>3 資金計画 平成 24 年度年度計画のとおり</p>	<p>1. 財務状況</p> <p>(1) 予算</p> <table border="1" data-bbox="656 1423 1684 1482"> <tr> <td>区分</td> <td>計画額</td> <td>実績額</td> <td>増△減</td> </tr> </table> <p>(単位:千円)</p>				区分	計画額	実績額	増△減	<p>・予算、収支計画及び資金計画については、計画額と実績額との乖離はあるが、概ね説明がされており、特に問題はないと判断できる。</p>
区分	計画額	実績額	増△減						

【収入】 【支出】	収 入				
	運営費交付金(注1)	10,062,159	9,874,175	△187,984	
	文化芸術振興費補助金	3,795,660	3,791,169	△4,491	
	施設整備費補助金(注2)	2,242,745	111,546	△2,131,199	
	助成事業収入(注3)	1,428,288	1,447,723	19,435	
	公演事業収入(注4)	2,826,633	2,728,546	△98,087	
	研修事業収入	34,228	37,864	3,636	
	調査研究事業収入	9,947	13,012	3,065	
	国立劇場おきなわ事業収入	2,264	3,171	907	
	新国立劇場事業収入	271,872	297,671	25,799	
	受託事業収入(注5)	0	20,168	20,168	
	一般管理収入	24,484	12,498	△11,986	
	計	20,698,280	18,337,543	△2,360,737	
	支 出				
	文化芸術振興費(注6)	3,795,660	3,634,831	160,829	
	施設整備費(注2)	2,242,745	111,546	2,131,199	
	助成事業費	1,471,866	1,470,759	1,107	
	公演事業費	5,639,531	5,629,829	9,702	
	研修事業費	388,676	405,279	△16,603	
	調査研究事業費	661,286	637,039	24,247	
国立劇場おきなわ事業費	671,797	684,616	△12,819		
新国立劇場事業費(注7)	4,766,643	4,842,776	△76,133		
受託事業費(注5)	0	17,840	△17,840		
一般管理費(注8)	1,060,076	1,109,903	△49,827		

計	20,698,280	18,544,418	2,153,862
---	------------	------------	-----------

主な増減理由

- (注1) 職員給与の臨時特例による減
- (注2) 補正予算事業の翌年度繰越のため
- (注3) 過年度助成金返還の増による収入増
- (注4) 劇場入場料の減
- (注5) 受託事業の増
- (注6) 助成金の減額・要望の取下げによる支出減
- (注7) 施設整備事業の前年度からの繰越による支出増
- (注8) 退職手当の増

【収支計画】

(2) 収支計画

(単位:千円)

区 分	計画額	実績額	増△減
費用の部			
基金助成事業費(注1)	5,268,000	5,107,397	160,603
公演事業費(注2)	5,356,000	5,083,723	272,277
研修事業費	350,000	403,527	△53,527
調査研究事業費	574,000	593,533	△19,533
国立劇場おきなわ公演等事業費	655,000	640,062	14,938
受託事業費	0	17,840	△17,840
新国立劇場公演等事業費(注3)	4,441,000	4,165,435	275,565
一般管理費	1,038,000	1,026,163	11,837
減価償却費(注4)	1,229,000	1,037,006	191,994
固定資産除却損	0	4,452	△4,452
計	18,911,000	18,079,138	831,862
収益の部			

基金助成事業収入	5,268,000	5,233,049	△34,951
公演事業収入	5,356,000	5,194,434	△ 161,566
研修事業収入	350,000	403,903	53,903
調査研究事業収入	574,000	624,841	50,841
国立劇場おきなわ公演等事業収入	655,000	648,226	△6,774
受託事業収入	0	20,169	20,169
新国立劇場公演等事業収入(注3)	4,441,000	4,439,885	△ 1,115
一般管理収入	1,038,000	1,036,273	△1,727
資産見返運営費交付金戻入(注4)	1,229,000	766,881	△ 462,119
資産見返寄附金戻入	0	7,223	7,223
中期目標期間終了に伴う 運営費交付金債務残収益化	0	253,047	253,047
計	18,911,000	18,627,931	△ 283,069
純利益	0	548,793	548,793
積立金取崩額	0	0	0
総利益	0	548,793	548,793

主な増減理由

(注1)基金助成事業の減

(注2)固定資産取得の増

(注3)固定資産取得の増

(注4)取得資産の減少等

(3)資金計画

(単位:千円)

区 分	計画額	実績額	増△減
資金支出	26,515,000	53,667,737	27,152,737

	業務活動による支出(注 1)	24,082,000	41,064,557	16,982,557	
	投資活動による支出(注 2)	888,000	7,236,393	6,348,393	
	財務活動による支出(注 3)	0	223,410	223,410	
	翌年度への繰越金	1,545,000	5,143,377	3,598,377	
	資金収入	26,515,000	53,667,737	27,152,737	
	業務活動による収入	24,856,000	42,239,198	17,383,198	
	運営費交付金による収入	10,062,000	9,874,175	△187,825	
	文化芸術振興費補助金による収入	3,796,000	3,791,169	△4,831	
	公演事業による収入	3,090,000	2,715,526	△ 374,474	
	公演受託事業による収入	0	0	0	
	基金運用による収入	1,408,000	1,415,732	7,732	
	その他の収入(注 4)	6,500,000	24,442,596	17,942,596	
	投資活動による収入	114,000	6,273,305	6,159,305	
	施設整備費補助金による収入	114,000	55,346	△58,654	
	その他の収入(注 5)	0	6,217,959	6,217,959	
	財務活動による収入	0	368	368	
	民間出えん金受入れによる収入	0	368	368	
	前年度よりの繰越金	1,545,000	5,154,866	3,609,866	
	主な増減理由				
	(注 1) 有価証券、投資有価証券の取得による支出増				
	(注 2) 有価証券の取得、定期預金の預入による支出増				
	(注 3) リース債務の返済による支出				
	(注 4) 有価証券の償還、投資有価証券の償還による収入増				
	(注 5) 定期預金の払戻、投資有価証券の償還による収入増				
【財務状況】 (当期総利益(又は当期総損失)) ・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。					・純資産額は 233,415 百万円、純資産比率 96.67%となっており、財務状況は良好である。

- ・また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。
 - ・利益剰余金は有るか。有る場合はその要因は適切か。
 - ・目的積立金は有るか。有る場合は、活用計画等の活用方策を定める等、適切に活用されているか。
- (利益剰余金(又は繰越欠損金))
- ・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。
 - ・繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。
- ※解消計画がない場合
- ・当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか。さらに、当該計画に従い解消が進んでいるか。
- (運営費交付金債務)
- ・当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。
 - ・運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析が行われているか。

2. 剰余金

(1) 損益計算の結果、24 事業年度の当期純利益は 548,793 千円である。

(2) 利益が生じた主な理由

[収入支出決算]

① 助成事業において、20,542 千円の収支差増が生じた。その主な内容は次のとおり。

(増要因)

- ・ 助成事業収入のうち交付決定取消等による過年度助成金返還の増による 12,288 千円の収入増
- ・ 助成事業収入のうち基金運用収入の 7,861 千円の収入増
- ・ 助成事業費のうち業務委託費などの業務経費の 9,628 千円の支出減
- ・ 助成事業費のうち自己財源による人件費の職員給与の臨時特例の影響などによる 9,883 千円の支出減

(減要因)

- ・ 助成事業費のうち助成金の減額・要望の取下げの減による 22,000 千円の支出増

② 公演事業において、88,385 千円の収支差減が生じた。その主な内容は次のとおり。

(増要因)

- ・ 公演事業収入のうち施設使用料関連収入などの 52,120 千円の収入増
- ・ 公演事業収入のうち共催公演等収入の 3,721 千円の収入増
- ・ 公演事業費のうち歌舞伎公演、文楽公演などの公演費の 103,362 千円の支出減
- ・ 公演事業費のうち解説書作成費などの附帯事業費の 51,856 千円の支出減

(減要因)

- ・ 公演事業収入のうち歌舞伎公演、文楽公演などの劇場入場料収入の 138,577 千円の収入減
- ・ 公演事業収入のうち解説書収入などの附帯事業収入の 18,426 千円の収入減
- ・ 公演事業費のうち運営費交付金を財源とする施設整備事業の前年度からの繰越などによる 145,516 千円の支出増

③ 新国立劇場事業において、運営費交付金を財源とする施設整備事業の前年度からの繰越などによる 50,334 千円の収支差減が生じた。

④ 一般管理費において、自己都合退職に伴う退職金の 75,780 千円の支出増が生じた。

[損益計算]

- ⑤ 自己財源等からの資金的支出により 65,657 千円の費用の減となった。
- ⑥ 自己財源で取得した資産の減価償却により 42,415 千円の費用の増となった。
- ⑦ 未収収益等の発生により 178,502 千円の収益の増となった。
- ⑧ 中期目標期間終了に伴う運営費交付金債務残高の収益化により、253,047 千円の収益の増となった。

3. 運営費交付金債務

25 年 3 月 31 日現在における運営費交付金債務残高は 0 円である。

(単位:千円)

区分	期首残高/受入額	費用進行基準	会計基準第 81 第 3	期末残高

・当期純利益 548 百万円は、主に中期目標期間終了に伴う運営費交付金債務残高の収益化や未収収益等の発生によるものであり、法人の業務運営に問題等はないと判断している。

・運営費交付金債務残高は 0 円である。

		による振替額	項による収益化額	
平成 20 年度運営費交付金	25,347	0	25,347	0
平成 21 年度運営費交付金	7,095	0	7,095	0
平成 22 年度運営費交付金	365,762	362,574	3,188	0
平成 23 年度運営費交付金	304,871	210,434	94,437	0
平成 24 年度運営費交付金	9,874,175	9,751,195	122,980	0
計	10,577,250	10,324,203	253,047	0

4. 積立金の状況

(単位:千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
通則法 44 条 1 項積立金	222,471	0	151,668	70,803
前中期目標期間繰越積立金	784,353	0	21,410	762,943
計	1,006,824	0	173,078	833,746

※ 通則法 44 条 1 項積立金の当期減少額 151,668 千円は、前期未処理損失にあてたため取崩したものであります。また、前中期目標期間繰越積立金の当期減少額 21,410 千円は、固定資産の取得によるものであります。

5. 外部資金の獲得状況(82 件、53,869 千円)

- ・文化庁芸術祭祝典等の受託事業収入(2 件、20,168 千円)
- ・文化庁芸術祭主催公演等における負担金による収入 (13 件、30,421 千円)
- ・芸術文化復興支援基金への募金(57 件、2,912 千円)
- ・芸術文化振興基金に対する民間出せん金 (10 件、368 千円)

6. 短期借入金

なし

【溜まり金の精査の状況】

- ・運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金が相殺されているもの
事例なし
- ・当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの
事例なし

(溜まり金)

・いわゆる溜まり金の精査において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出しが行われているか。

・短期借入金はない。

・溜まり金はない。

【実物資産】

(保有資産全般の見直し)

【実物資産の保有状況等】

(1)資産の概要と保有目的・利用状況

・実物資産の保有の必要性・適切性については、減

<ul style="list-style-type: none"> ・実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切か。 ・見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。 ・「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」等の政府方針を踏まえて、宿舎戸数、使用料の見直し、廃止等とされた実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されているか(取組状況や進捗状況等は適切か)。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名(数)</th> <th>所在地</th> <th>用途</th> <th>保有目的及び利用状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立劇場本館・演芸場(1)</td> <td>東京都千代田区</td> <td rowspan="4">劇場施設</td> <td>伝統芸能の保存・振興を図るための拠点施設として設置され、伝統芸能の公開、伝承者の養成等の事業を安定的、継続的に実施するために必要な施設である。 24年度の稼働率の実績は、大劇場 96.5%、本館小劇場 93.9%、演芸場 96.7%、能楽堂 88.4%、文楽劇場 84.5%、文楽劇場小ホール 80.5%、国立劇場おきなわ大劇場 74.3%、国立劇場おきなわ小劇場 82.0%である。</td> </tr> <tr> <td>国立能楽堂(1)</td> <td>東京都渋谷区</td> </tr> <tr> <td>国立文楽劇場(1)</td> <td>大阪市中央区</td> </tr> <tr> <td>国立劇場おきなわ(1)</td> <td>沖縄県浦添市</td> </tr> <tr> <td>新国立劇場(1)</td> <td>東京都渋谷区</td> <td>劇場施設</td> <td>現代舞台芸術の振興・普及を図るための拠点施設として設置されたものであり、現代舞台芸術の公演、実演家の研修等の事業を安定的、継続的に実施するために必要な施設である。 24年度の稼働率の実績は、オペラ劇場 98.2%、中劇場 91.2%、小劇場 95.2%である。</td> </tr> <tr> <td>新国立劇場舞台美術センター(1)</td> <td>千葉県銚子市</td> <td>保管施設</td> <td>現代舞台芸術の公演に必要な舞台装置・衣装等を保管し、新国立劇場におけるレパートリー公演を安定的、継続的に実施するために必要な施設であり有効に活用されている。</td> </tr> <tr> <td>職員宿舎(8)</td> <td>東京地区(7) 大阪地区(1)</td> <td>職員宿舎</td> <td>当法人は東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動など業務上の必要から、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必要があり、養成研修生の利用も含めた適切な管理運営を図っている。なお借上げ宿舎については平成23年度に6戸、平成24年度に3戸廃止した。 25年4月末現在、保有宿舎全64戸(うち4戸を養成研修生が利用)で入居率は76.6%である。その他、借上宿舎が2施設(2戸)あり、入居率は100%である。(東京地区0、大阪地区2)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名(数)	所在地	用途	保有目的及び利用状況	国立劇場本館・演芸場(1)	東京都千代田区	劇場施設	伝統芸能の保存・振興を図るための拠点施設として設置され、伝統芸能の公開、伝承者の養成等の事業を安定的、継続的に実施するために必要な施設である。 24年度の稼働率の実績は、大劇場 96.5%、本館小劇場 93.9%、演芸場 96.7%、能楽堂 88.4%、文楽劇場 84.5%、文楽劇場小ホール 80.5%、国立劇場おきなわ大劇場 74.3%、国立劇場おきなわ小劇場 82.0%である。	国立能楽堂(1)	東京都渋谷区	国立文楽劇場(1)	大阪市中央区	国立劇場おきなわ(1)	沖縄県浦添市	新国立劇場(1)	東京都渋谷区	劇場施設	現代舞台芸術の振興・普及を図るための拠点施設として設置されたものであり、現代舞台芸術の公演、実演家の研修等の事業を安定的、継続的に実施するために必要な施設である。 24年度の稼働率の実績は、オペラ劇場 98.2%、中劇場 91.2%、小劇場 95.2%である。	新国立劇場舞台美術センター(1)	千葉県銚子市	保管施設	現代舞台芸術の公演に必要な舞台装置・衣装等を保管し、新国立劇場におけるレパートリー公演を安定的、継続的に実施するために必要な施設であり有効に活用されている。	職員宿舎(8)	東京地区(7) 大阪地区(1)	職員宿舎	当法人は東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動など業務上の必要から、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必要があり、養成研修生の利用も含めた適切な管理運営を図っている。なお借上げ宿舎については平成23年度に6戸、平成24年度に3戸廃止した。 25年4月末現在、保有宿舎全64戸(うち4戸を養成研修生が利用)で入居率は76.6%である。その他、借上宿舎が2施設(2戸)あり、入居率は100%である。(東京地区0、大阪地区2)	<p>損もなく、特に指摘すべき点はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」に沿った見直しを進めており、平成23年度に6戸の借上げ宿舎を廃止し、平成24年度には東京地区の借上げ宿舎3戸を廃止した。 ・職員宿舎に関しては、平成22年度から年々減少している。廃止の決定がなされていない宿舎についても、状況に応じて適時方針を見直す等、対応された。 ・見直しの対象となった保有資産はなく、処分を行う必要はない。 ・「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産はない。 ・資産除去債務については該当事項はなく、実物資産
	施設名(数)	所在地	用途	保有目的及び利用状況																								
	国立劇場本館・演芸場(1)	東京都千代田区	劇場施設	伝統芸能の保存・振興を図るための拠点施設として設置され、伝統芸能の公開、伝承者の養成等の事業を安定的、継続的に実施するために必要な施設である。 24年度の稼働率の実績は、大劇場 96.5%、本館小劇場 93.9%、演芸場 96.7%、能楽堂 88.4%、文楽劇場 84.5%、文楽劇場小ホール 80.5%、国立劇場おきなわ大劇場 74.3%、国立劇場おきなわ小劇場 82.0%である。																								
	国立能楽堂(1)	東京都渋谷区																										
	国立文楽劇場(1)	大阪市中央区																										
	国立劇場おきなわ(1)	沖縄県浦添市																										
新国立劇場(1)	東京都渋谷区	劇場施設	現代舞台芸術の振興・普及を図るための拠点施設として設置されたものであり、現代舞台芸術の公演、実演家の研修等の事業を安定的、継続的に実施するために必要な施設である。 24年度の稼働率の実績は、オペラ劇場 98.2%、中劇場 91.2%、小劇場 95.2%である。																									
新国立劇場舞台美術センター(1)	千葉県銚子市	保管施設	現代舞台芸術の公演に必要な舞台装置・衣装等を保管し、新国立劇場におけるレパートリー公演を安定的、継続的に実施するために必要な施設であり有効に活用されている。																									
職員宿舎(8)	東京地区(7) 大阪地区(1)	職員宿舎	当法人は東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動など業務上の必要から、安定的かつ継続的に職員宿舎を確保する必要があり、養成研修生の利用も含めた適切な管理運営を図っている。なお借上げ宿舎については平成23年度に6戸、平成24年度に3戸廃止した。 25年4月末現在、保有宿舎全64戸(うち4戸を養成研修生が利用)で入居率は76.6%である。その他、借上宿舎が2施設(2戸)あり、入居率は100%である。(東京地区0、大阪地区2)																									
(資産の運用・管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・実物資産について、利用状況が把握され、必要性等が検証されているか。 ・実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣)に沿った見直しを進めている。23年度に6戸の借上げ宿舎を廃止したことに続き、24年度には東京地区の借上げ宿舎3戸を廃止した。引き続き、宿舎の適切な管理運営に努めるとともに、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、職員宿舎の削減を図る。 ・一部の宿舎については、養成研修生への貸与を実施し、宿舎の有効活用を図っている。 ・宿舎の利用状況(25年4月末時点)は、全体(保有及び借上)で77.3%の入居率となっている。 ・平成24年度決算において、業務の実績等の状況からサービス提供能力の低下等減損事由に該当する実物資産はない。(監事の監査結果) 																										
	<ul style="list-style-type: none"> (2) 政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況／進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・政府の方針等を踏まえて、処分等することとされた実物資産はない。 (3) 基本方針において既に個別に講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等の資産の利用実態の把握状況や利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況 <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)に記載 (4) 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況 																											

- ・ 上記(1)に記載。なお、職員の福利厚生を目的とした施設はない。

(5)実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組

- ・ 「国立劇場ターボ冷凍機・冷温水発生機保守業務」「国立劇場空調等自動制御装置保守業務」等の契約で単年度から複数年の一般競争へ移行。〔業務実績報告書 P239〕
- ・ 維持管理経費として、光熱水量の節減(対 22 年度比※東日本大震災前:電気△10.0%)や、廃棄物の減量化(前年度比:一般廃棄物△1.9%、再利用廃棄物△2.0%、産業廃棄物△0.2%)、コピー枚数の抑制(前年度比:0.0%、うち管理部門△3.1%)を行った。〔業務実績報告書 P240-241〕
- ・ 劇場の使用効率の向上を図るため、以下の取組を実施。〔業務実績報告書 P156-159〕
各施設の設備等の概要や貸与手続き、空き日等の情報を HP やパンフレットで広報
利用申込受付の開始前に、施設・設備の見学会を開催
利用者との事前打ち合わせを通じた職員の技術協力等適切なサービスの提供
利用者に対するアンケートの実施と、その結果の業務への反映
- ・ 快適な観劇環境の整備、広報・営業活動の充実により入場者・利用者の増を図った。主な取組は以下の通り。〔業務実績報告書 P127-155〕
ホームページの充実、携帯電話用ホームページの公開、メールマガジンの配信
テレビ、新聞、駅貼りポスターなど多様なメディアを活用した広報活動の実施
ロビー内備品の整備、案内表示の改善、施設のバリアフリー化、託児サービスの実施
地震等緊急時に備えた避難訓練の実施、避難経路チラシの作成
売店・レストラン等におけるサービスの向上
座席選択機能などインターネット・チケット販売での利便性の向上
解説書の作成、字幕表示・音声同時解説の活用、公演説明会・施設見学等の実施
会員組織を運営し、会報の発行や会員限定イベントを開催
観客に対するアンケートの実施と、その結果の業務への反映

の利用状況は把握されている。

【金融資産】

(保有資産全般の見直し)

- ・ 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切か。
- ・ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。

(資産の運用・管理)

- ・ 資金の運用状況は適切か。
- ・ 資金の運用体制の整備状況は適切か。
- ・ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の

【金融資産の保有状況】

- ① 金融資産の名称と内容、規模
 - ・ 有価証券 2,500,000,000 円
 - ・ 投資有価証券 63,470,811,656 円
 - ・ 長期性預金 9,800,000,000 円
- ② 保有の必要性(事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性)
資金は主に芸術文化振興基金であり、芸術文化振興基金の運用の基本的考え方を踏まえ、毎年度芸術文化振興基金運用計画を策定し、長期的・安定的な運用を行っているところである。
- ③ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無、取組状況

(単位:円)

種類	売却原価	売却額	売却損益	売却の理由
地方債	499,930,685	500,840,500	909,815	より利回りの高い債券に切り替えるため
合計	499,930,685	500,840,500	909,815	

【資金運用の実績】

・ 円安及び金利低下により、有価証券勘定及び投資有価証券勘定の仕組債等の含み損(時価が貸借対照表計上額を超えないもの)が 12 億円に減少した。

・ 長期性預金勘定の仕組預金は含み損がなくなり、含み益 12 億円となった。

・ 資金管理委員会が、運用方針を定めるとともに金融商品、再運用の先等の検討を行っている。また、現

<p>責任が十分に分析されているか。</p> <p>(債権の管理等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。 回収計画の実施状況は適切か。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析が行われているか。 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。 	<p>主な資金である芸術文化振興基金の運用実績は以下のとおり。</p> <p>①運用益 1,527 百万円 (当初計画 1,408 百万円、119 百万円の増) ②利回り 2.32%(当初計画 2.14%)</p> <p>【資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣・法人・運用委託先間の責任分担の考え方等)の有無とその内容】</p> <p>芸術文化振興基金の管理運用については、安全性を重視するとともに安定した収益の確保によって継続的な助成が可能となるよう、資金内容及び経済情勢の正確な把握に努めた。 また、運用委託は行っていない。</p> <p>【資産構成及び運用実績を評価するための基準の有無とその内容】</p> <p>年度開始前に、当該年度の運用計画を策定し運用を行う。法人が保有できる金融商品のうち、原則として長期の運用方法によりバランスよく組み合わせて行う。ただし、金融情勢の変化その他特別な事情が生じたときは年度途中でも改定を行う。</p> <p>【資金の運用体制の整備状況】</p> <p>資金等の運用及び管理に当たり、資金等の運用状況を監視し、適確に把握するために、振興会の役員・職員等で構成する「資金管理委員会」を20年4月に設置し、資金等の運用実績、預託先金融機関の経営状況等の報告を行い、資金等の管理・運用方法の策定などを行っている。</p> <p>【資金の運用に関する法人の責任の分析状況】</p> <p>資金管理委員会において、運用方針を定め金融商品、再運用の先等を検討し、低金利下でも必要とする運用益が得られるよう、リスクとリターンを考慮しながら効率的な管理運用に努めているところである。中でもポートフォリオの有効活用の観点から、新たに取得する債券の運用期間等について、より安全性を考慮して選定するとともに、経済状況等の情報収集に努め、運用方針に基づき効果的な運用を実施している。</p> <p>【債権の管理等(債権の種類と金額)】※債権の金額は100億円以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業未収金 92,559,194 円 ・未収金 119,764,721 円 ・長期事業未収金 321,000 円 ・長期未収金 6,740,511 円 	<p>在の環境下では、満期まで20年を超える資金が長期に固定される商品やリスクのある商品は避けることが望まれるので、ポートフォリオを考慮して新たに取得する債券を選定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力を含めた電力債約43億円については、その運用に十分注意する必要がある。 ・活用が不十分な資産はない。 ・債権の管理等については、回収可能性を検討して貸倒引当金を計上しており、特に問題はないと判断している。
<p>IV 短期借入金の限度額 運営費交付金の受入の遅延が生じた場合、短期借入金の限度額(10億円)の範囲内で借入れを行ったか。</p>	<p>6. 短期借入金 なし</p>	<p>・短期借入金はない。</p>

【(大項目)4】	IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	【評定】 A											
【(中項目)4-1】 人事に関する計画 1 人事管理(人件費、意識改革等)、人事交流の適切な実施により、内部管理業務の改善を図ること。		【評定】 A											
【法人の達成すべき計画】 VII その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 ア 職員の計画的、適正な配置を図るとともに、効果的な人事交流を実施する。 イ 以下の取組みにより、事務能率の維持、増進を図る。 ①職員に対する実務研修等の充実により、各職員の能力開発、専門性の確保及び意識改革を行い、より効率的な業務運営を図る。 ②福利厚生 の 充実 (2) 人員に係る指標 常勤職員について人件費の抑制を図る。 (参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 11,130 百万円 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。		<table border="1"> <tr> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> 実績報告書等 参照箇所 業務実績報告書 256 頁～257 頁				H20	H21	H22	H23	A	A	A	A
H20	H21	H22	H23										
A	A	A	A										
評価基準	実績	分析・評価											
1 人事に関する計画 (1) 職員の計画的、適正な配置を図るとともに、外部機関との人事交流を適切に進め、多様な人材を確保・育成したか。 (2) 引き続き、職員の能力の向上、意識の改善を図るため、各種研修の実施及び福利厚生 の 充実を図ったか。 ・ 接遇研修、国語研修等の内部研修を企画・実施したか。 ・ 会計・人事・国際関係業務等の外部研修に派遣したか。 ・ 職員の心身の健康の保持増進を図り、業務の能率向上に資したか。	1. 人事に関する計画 ・ 24年度は、新規採用の一般事務職員11名、中途採用の58歳以上を対象(以下「高齢採用」という。)とした一般事務職員6名、中途採用の任期付職員1名を採用した。また、25年度は、一般事務職員10名、舞台技術職員5名の新規採用を行うほか、高齢採用の一般事務職員3名及び中途採用1名を予定している。 ・ 国の機関、国立大学法人等との人事交流を実施し、多様な人材の確保によって組織の活性化を図った。 ・ 国立劇場おきなわ運営財団及び新国立劇場運営財団の要請により振興会職員を派遣し、国立劇場おきなわ及び新国立劇場における円滑な委託業務の実施に資することができた。 (受入) 国の機関及び国立大学法人から出向者の受入(7人) 新国立劇場運営財団からの出向者の受入(2人) (派遣) 国の機関への職員の派遣(5人) 国立劇場おきなわ運営財団への職員の派遣(3人)	・計画的に新規採用や研修等を行うことにより、技術の継承や年齢構成の歪みによる断層が生じないように配慮していると判断できる。 ・任期付職員や嘱託職員の採用等、専門性のある人材確保にも留意した対応がなされていると判断できる。											

<p>【人事に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 ・ 人事管理は適切に行われているか。 	<p>新国立劇場運営財団への職員の派遣（16人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用職員を対象とした観客サービス研修・電話マナー研修や、営業部門の職員を対象とした営業力強化研修、接客研修を行い、職員の能力を向上させるとともに、顧客サービスの充実を図った。 ・ 採用後3年以内の職員を対象として公演業務に関する研修を行い、専門的知識の習得と意識の向上を図った。また、舞台技術部門の若手についても振興会内の技術の継承に努めるとともに外部研修を積極的に利用した。 ・ 全職員を対象として、外部の専門家（江戸東京博物館館長竹内誠氏）を招聘し、その専門分野である江戸時代について講習(職員特別研修)を行い、職員に対する啓発を図った。 ・ 振興会の各課に、文書責任者、文書アドバイザーを設置し、研修を実施することで、振興会が作成する文書における国語標記の適正化を図った。 ・ 全職員を対象として、振興会情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティの向上を図るため、情報セキュリティ研修を実施した。また、パソコン研修の実施についても全職員を対象として事務作業に必要な知識、技術の習得を図った。 ・ 施設整備研修を実施し、施設整備に関し技術的な課題、工事契約等の事務執行についての理解を深めるとともに、東日本大震災における非構造部材の破損、落下等の被害があったことをふまえ、非構造部材の耐震性調査、補強対策についての知識、技術の習得を図った。 ・ 従前の主任に対するリーダーシップ研修に加え、主事に対するフォローアップ研修を実施し、若手職員が主体的に業務の中核を担えるように努めた。 ・ 経理部門所属職員が講師となり、各課の経理業務を担当している職員に対して、予算作成・収入支出業務・契約業務等についての経理関係業務研修を実施し、振興会経理業務の適正化を図った。 ・ セクシャルハラスメント防止研修・メンタルヘルス研修を行い、これらに起因する問題が職場において生じることのないよう配慮し、職員の利益の保護及び職務能率を発揮できるように努めた。 ・ その他、内部研修や外部研修の積極的な導入を行い、業務に必要な専門的知識の習得に努めた。 ・ 心の健康に関する相談窓口は、引き続き、外部専門業者と密に連携しながら電話・メール・面談等によってプライバシーの保護に配慮し気軽に相談できる環境を整えるとともに、内部ホームページ等により周知を図った。 ・ メンタルヘルスの専門医を平成24年度より医務室の医師に委嘱した。 <p>《自己点検評価》</p> <p>○ 良かった点・特色ある点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に必要な専門的知識の習得、職員の能力の向上、意識の改善を図るため、新規の研修を実施するなどして内部研修を一層充実させた。 ・ メンタルヘルスの専門医を24年度より医務室の医師に委嘱することで、職員の心身の健康の保持増進のための体制の整備を進めることができた。 	
---	---	--

<p>【(中項目)4-2】</p>	<p>施設及び設備に関する計画 2 施設設備に関する計画 (1) 劇場等の安全かつ良好な施設環境を維持するとともに、業務の目的・内容に適切に対応するため、長期的視野に立った施設・設備の整備計画を作成すること。 (2) 国立劇場おきなわの用地(未購入の部分)について、関係機関と調整の上、計画的に購入を進めること。</p>	<p>【評定】</p> <p style="text-align: center;">A</p>			
<p>【法人の達成すべき計画】</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 (1) 施設・設備の老朽化への対応、劇場利用者の安全確保及び利便性の向上等のため、長期的な視野に立った整備計画を策定し、施設・設備に関する計画に沿った整備を推進する。 また、国立劇場本館が開場以来 40 年以上経過していることに鑑み、将来を見据えて、長期的な視野に立った整備方針について検討する。 (2) 国立劇場おきなわの管理運営を適切に実施するため、用地(未購入の土地)について、施設・設備に関する計画に基づき計画的に購入を進める。</p>					
		A	A	A	A
<p>実績報告書等 参照箇所 業務実績報告書 257 頁～258 頁</p>					
<p>評価基準</p>	<p>実績</p>	<p>分析・評価</p>			
<p>2 施設・設備に関する計画 (1) 施設・設備の老朽化への対応、劇場利用者の安全確保及び利便性の向上等のため、長期的な視野に立った整備計画を策定し、平成 24 年度年度計画[別紙 4]のとおり施設・設備に関する計画に沿った整備を推進したか。 また、国立劇場本館が開場以来 45 年以上経過していることに鑑み、国立劇場本館長期整備方針検討委員会における議論を踏まえ、長期的な視野に立った整備方針について検討したか。 (2) 国立劇場おきなわの管理運営を適切に実施するため、用地(未購入の土地)について、平成 24 年度年度計画[別紙 4]のとおり施設・設備に関する計画に基づき、関係機関と調整を行い、計画的に購入を進めたか。 [平成 24 年度年度計画別紙 4 の概要] ・国立劇場おきなわ土地購入(56 百万円) (3) 国立劇場の観劇環境の整備の</p>	<p>2. 施設・設備に関する計画 1. 施設整備費補助金による施設・設備の整備等 ○国立劇場等施設整備 ・ 新国立劇場エスカレーター設置工事 56,200 千円 ○国立劇場おきなわの敷地購入(平成 24 年度の購入をもって、全劇場用地 24,000 m²の取得を完了) ・ 国立劇場おきなわ土地購入 55,347 千円 2. 運営費交付金による施設・設備の整備等 ・ 国立劇場屋外便所等新営工事 35,123 千円 ・ 国立劇場本館給水設備(受水槽)改修工事 24,823 千円 ・ 国立劇場小劇場舞台機構制御盤機器改修工事 14,175 千円 ・ 国立演芸場1・2階便所等増築・改修工事 69,300 千円 ・ 国立演芸場吊物機構改修工事 83,769 千円 ・ 国立文楽劇場 1・2・3 階ロビー内装改修工事 51,861 千円 ・ 国立文楽劇場小ホール吊物機構改修工事 33,075 千円 ・ 新国立劇場舞台美術センター保管棟新営工事 603,225 千円(総契約額)※23 年度及び 24 年度の 2 ヶ年で整備 3. 長期的な視野に立った整備方針の検討 ・ 「環境整備委員会」に作業部会を設け、「国立劇場本館長期整備方針検討委員会」の報告を踏まえ、平成 29 年度に着手予定の大規模改修までの間に必要な整備事項を整理した。また、同部会で本館大規模改修について検討を開始し、隼町地区全体の建替えも視野に入れての検討とすることを確認し、具体的な検討体制を立ち上げた。 【特記事項】 ・ 舞台美術センター保管棟 D 建設工事について 新国立劇場は、オペラ、バレエのジャンルにおいては、蓄積された演目をレパートリーとして再演</p>	<p>・計画的に行われており、特に問題はない。</p>			

<p>ため、劇場利用者及び外部専門家の意見等を踏まえ、振興会に設置する環境整備委員会等において施設・設備の充実、セキュリティの向上等の検討を行い、可能なものは速やかに実施したか。</p> <p>(4) 中期計画に基づき、オペラ・バレエ演目のレパトリーの蓄積と、舞台装置等の有効活用を図るため、舞台美術センター保管棟(D棟)の整備を計画的に実施したか。</p>	<p>し、新制作の演目とともに年間のプログラムを構成するという公演方式をとっており、現在、レパトリーとしてふさわしい演目の充実に努めている。これらの舞台で使用する大道具等を効率的に、保管・運用するための保管棟の増設が求められてきた。23年度に建設工事等について総合評価方式による入札を行い、施工業者を決定した。引き続き建設工事に着手し、24年9月に竣工した。</p> <p>《自己点検評価》</p> <p>○ 良かった点・特色ある点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策の推進のため、こまかな点灯等の調整を可能とする本館大・小ロビー照明スイッチの改修の実施や、白熱灯のLED化等の工事を実施し、安定的・効率的な設備の整備を行った。 ・ 本館の屋外便所・喫煙室整備や大・小ロビー便所の和式便器の洋式化、演芸場の1・2階来場者用便所整備により、鑑賞環境の向上ができた。 ・ 飲料用水を隼町地区全体に配水している受水槽を地下式から地上式とし、より衛生的な飲料用水とした。 ・ 本館の長期整備計画案を踏まえ、大規模改修工事について具体的な検討を開始した ・ 文楽劇場では1・2・3階ロビー内装改修工事を行い、来場者への利用環境の整備をした。特にロビー内の案内表示類について、統一性のある分かりやすいデザイン・表現に留意したものに改めた。また計画的に老朽化した施設・設備を改修、安全性を高めた。 <p>○ 見直し又は改善を要する点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度より大規模改修を実施することを前提に、建替えも視野に入れた具体的な課題の検討を推進するとともに、施設・設備の老朽化の状況や劇場の利用計画を踏まえつつ、安全性・快適性・効率性・サービスの向上の観点から整備計画を見直し、緊急に必要な整備を行う。 	
<p>【中期目標期間を超える債務負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間を超える債務負担は有るか。有る場合は、その理由は適切か。 	<p>【中期目標期間を超える債務負担とその理由】</p> <p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間を超える債務負担はない。

【(中項目)4-3】 積立金の使途		【評定】																							
【法人の達成すべき計画】 3. 積立金の使途 前期中期目標の期間の最終年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、やむを得ない事由により前期中期目標期間中に完了しなかった業務及び芸術文化振興基金の運用収入を充てるべき業務の財源に充てることとする。		A																							
		H20	H21	H22	H23																				
		A	A	A	A																				
		実績報告書等 参照箇所																							
評価基準	実績	分析・評価																							
【積立金の使途】 ・ 積立金の支出は有るか。有る場合は、その使途は中期計画と整合しているか。	4. 積立金の状況 (単位:千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期首残高</th> <th>当期増加額</th> <th>当期減少額</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通則法44条1項積立金</td> <td>222,471</td> <td>0</td> <td>151,668</td> <td>70,803</td> </tr> <tr> <td>前中期目標期間繰越積立金</td> <td>784,353</td> <td>0</td> <td>21,410</td> <td>762,943</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,006,824</td> <td>0</td> <td>173,078</td> <td>833,746</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 通則法44条1項積立金の当期減少額 151,668千円は、前期未処理損失にあてたため取崩したものであります。また、前中期目標期間繰越積立金の当期減少額 21,410千円は、固定資産の取得によるものであります。</p>	区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	通則法44条1項積立金	222,471	0	151,668	70,803	前中期目標期間繰越積立金	784,353	0	21,410	762,943	計	1,006,824	0	173,078	833,746	・ 積立金の使途について特に問題はない。			
区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高																					
通則法44条1項積立金	222,471	0	151,668	70,803																					
前中期目標期間繰越積立金	784,353	0	21,410	762,943																					
計	1,006,824	0	173,078	833,746																					

<p>【(中項目)4-4】</p>	<p>その他振興会の業務運営に関し必要な事項(運営委託) (1)特定の公益法人に対し随意契約により継続して委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、経費削減に資する効果の検証を厳密に行った上で、当該契約内容を見直し、更に効率化を図るとともに、透明性を確保すること。 (2)劇場等の管理・運営等業務について、「公共サービス改革基本方針」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、民間競争入札の実施の可否等を検討し、平成20年度中に結論を得ること。</p>	<p>【評定】</p> <p style="text-align: center;">A</p>										
<p>【法人の達成すべき計画】</p> <p>4 その他振興会の業務の運営に関し必要な事項 (1)国立劇場おきなわの管理運営については、沖縄芸能・文化の独自性とその伝統を活かし、地方自治体等地域の協力を得るため、財団法人国立劇場おきなわ運営財団に委託して行う。 新国立劇場の管理運営についても、芸術家、芸術団体等の創意、工夫を取り入れるとともに民間等の協力を得るため、財団法人新国立劇場運営財団に委託して行う。 なお、委託に当たっては、経費削減に資する効果の検証を厳密に行った上で、更に効率化を図るとともに、透明性を確保する。 (2)振興会の設置・運営する劇場等の管理・運営等業務について、「公共サービス改革基本方針」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、民間競争入札の実施の可否等を検討し、平成20年度中に結論を得る。</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>実績報告書等 参照箇所 業務実績報告書 259頁～265頁</p>					H20	H21	H22	H23	B	A	A
H20	H21	H22	H23									
B	A	A	A									
<p>評価基準</p> <p>3 その他振興会の業務の運営に関し必要な事項 国立劇場おきなわの管理運営については、沖縄芸能・文化の独自性とその伝統を活かし、地方自治体等地域の協力を得るため、財団法人国立劇場おきなわ運営財団に委託して行ったか。</p>	<p>実績</p> <p>3. 運営委託(国立劇場おきなわ・新国立劇場)</p> <p>1. 国立劇場おきなわ運営委託(財団法人国立劇場おきなわ運営財団)</p> <p>(1) 委託契約の状況 24年4月1日付けで、24年4月1日から25年3月31日までの組踊等沖縄伝統芸能に係る業務及び劇場の管理運営に関する業務委託契約について612,462,000円を限度として締結した。委託費の確定額は610,162,000円である。</p> <p>(2) 委託内容 ① 沖縄伝統芸能等の公演 ② 組踊(立方・地方)伝承者の養成 ③ 沖縄伝統芸能に関して調査研究を行い、また資料を収集し、利用に供すること ④ 劇場施設を沖縄伝統芸能の振興又は普及を目的とする事業その他のための利用に供すること ⑤ 劇場施設の管理運営 ⑥ 附帯する業務</p> <p>(3) 運営に関する協議及び報告の状況 ① 業務委託に係る規程の改正を協議(施設使用規程等の一部改正について) ② 業務委託契約の変更、収支計画の変更を協議 ③ 各四半期末終了後に受託業務状況報告書を受領 ④ 委託期間終了後に受託業務実績報告書を受領 ⑤ 劇場施設(固定資産)取得報告書兼引き渡し書を受領</p> <p>(4) 運営委託の方針・連絡体制の整備等 ・財団の業務内容が振興会の年度計画に従い効率的に実施され、かつ成果が挙がるよう、23年度に引き続き東京における職員の研修を実施した。</p>	<p>分析・評価</p> <p>・委託費は年々減額傾向にある。</p> <p>・運営委託に関しては、継続的に効果的な運営を実施していると判断できるが、委託元として、委託先の業務実施状況の検証をさらに深め、一層の効果・効率的な運営が望まれる。</p> <p>・平成24年4月1日から公益財団法人に移行した新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団については、公益目的が達成されているか、日本芸術文化振興会としても監視されたい。</p>										

・ 運営財団の業務が業務委託契約書に定める事業計画書及び収支計画書に沿った形で実施されていることについて、意見交換や受託業務状況報告書により、検証を行っている。また、財団の理事会、評議員会には常に振興会職員が出席するなど、連絡体制の強化に努めている。

(5) 効率化状況等

① 効率化状況等

・ 委託費の状況

(単位:千円)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
金額	681,219	665,836	617,157	616,640	610,162
前年度比	99.9%	97.7%	92.7%	99.9%	98.9%

② 委託先における業務の効率化等

ア 効率化に関する取組み

a. 事務手続きの簡素化

決裁書類については、合議を最小限にとどめ、事務手続きの簡素化を行った。

b. 外部委託の推進

入札公告などは劇場敷地内に掲示するとともに、ホームページで競争入札参加に必要な公示(資格・競争参加資格有資格者一覧・入札情報を含む入札公告等)を掲載し、引き続き入札機会の拡大を図った。

c. 省エネルギー、リサイクルの推進

光熱水量の削減について、前年度に引き続き以下のことを行った。

- ・ 公演スケジュールの管理や劇場内の状況(人数)等を把握しながら空調機器の効率的な運用を図り、電力量を節減した。
- ・ 夏季の軽装勤務奨励及び冷暖房の抑制を行った。
- ・ ペーパーレス化について、会議資料等の両面コピー及び両面印刷を実施している。

事項	区分	使用量/処理量	対前年度増減
光熱水量	電気使用量	2,336,882kwh	△2.5%
	ガス使用量	18,670 m ³	△21.2%
	水道使用量	5,903 m ³	△22.9%
廃棄物	一般廃棄物	1,850kg	77.9%
	産業廃棄物	390kg	225.0%
ペーパーレス化	コピー枚数	656,781 枚	3.7%
	用紙購入枚数	675,000 枚	82.7%

イ 組織名称の変更

24年4月1日、公益財団法人への移行を完了したが、新法人制度の下では、機関運営の在り方も変更を求められることとなった。6月理事会・評議員会については、法律上の要請により、理事会及び評議員会の間に期間を空けて開催した(それぞれ6月19日及び6月28日に開催)。また、次年度の事業計画・予算のための3月理事会・評議員会については、それぞれ3月12日、3月19日に開催した。

ウ 情報開示の推進

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団の業務及び財務等に関する情報を開示するた

め、ホームページにより以下の情報を公開している。

定款・役員名簿・事業報告書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・事業計画書・収支予算書・委託に係る事業概要・組織図・事務分掌

《自己点検評価》

○ 良かった点・特色ある点

- ・ 振興会の担当役員及び担当職員が国立劇場おきなわに出向き、国立劇場おきなわ運営財団の理事会・評議員会や自主公演・養成研修等事業の状況を把握するとともに、財団職員が振興会において事業報告等を行うなど、常に振興会と財団の間で連携を図った。
- ・ また、振興会、県、財団それぞれの間で、人事交流や事業について積極的な意見交換の場が持たれた。特に24年度は、県文化観光戦略推進事業を実施するための協力依頼があった。
- ・ 財団への業務委託において、主たる業務である公演事業、劇場施設の管理運営等と直接的な関係が少ないと思われる光熱水量について、23年度に引き続き振興会が供給業者と直接契約し、国立劇場おきなわでの光熱水量を管理した。
- ・ 23年度に振興会で1年間研修していた職員が財団に戻り、24年度から業務を行っているが、振興会の各部署とのつながりができ、業務上の意見交換がより円滑になった。
- ・ 24年4月1日から公益財団法人へスムーズに移行できた。
- ・ 25年2月11日に国立文楽劇場において、第2回県外講演(琉球伝統芸能鑑賞と講演)を実施した(整理券配布150名、当日入場者123名)。

○ 見直し又は改善を要する点

- ・ 運営委託費が削減される厳しい財政状況の下で、一般競争入札等による節減を図り、より効果的な業務の運営を図る。

2. 新国立劇場運営委託(財団法人新国立劇場運営財団)

(1) 委託契約の状況

24年4月1日付けで24年4月1日から25年3月31日までの現代舞台芸術の公演等及び劇場の管理運営に関する業務委託契約について4,017,840,000円を限度として締結した。委託費の確定額は3,977,840,000円である。

(2) 委託内容

- ① 現代舞台芸術の公演
- ② 現代舞台芸術の実演家その他関係者の研修
- ③ 現代舞台芸術に関して調査研究を行い、資料を収集し、利用に供すること
- ④ 劇場施設を現代舞台芸術の振興又は普及を目的とする事業その他のための利用に供すること
- ⑤ 劇場施設の管理運営
- ⑥ 附帯する業務

(3) 運営に関する協議及び報告の状況

- ① 業務委託契約に関する規程の改正を協議(規程の一部改正について)
- ② 各四半期終了後に受託業務状況報告書を受領
- ③ 委託期間終了後に受託業務実績報告書を受領
- ④ 固定資産取得報告書及び不要通知書を受領

また、新国立劇場の管理運営についても、芸術家、芸術団体等の創意、工夫を取り入れるとともに民間等の協力を得るため、財団法人新国立劇場運営財団に委託して行ったか。

なお、委託に当たっては、経費削減に資する効果の検証を厳密に行った上で、更に効率化を図るとともに、透明性を確保したか。

(4) 運営委託の方針・連絡体制の整備等

運営財団の業務が業務委託契約書に定める事業計画書及び収支計画書に沿った形で実施されていることについて、定期及び随時に行う業務に関する意見交換や受託業務状況報告書により、検証を行っている。また、財団の主要な会議には常に振興会職員が出席するなど、連絡体制の強化に努めている。

(5) 効率化状況等

① 効率化状況等

・ 委託費の状況

(単位:千円)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
金額	4,876,603	4,810,055	4,306,857	4,013,428	3,977,840
前年度比	96.5%	98.6%	89.5%	93.2%	99.1%

② 委託先における業務の効率化等

ア 効率化に関する取組み

a. 情報システムの活用

- ・ 公益財団法人への移行にあたっては、運用の工夫により各システムの改修範囲を最小限に抑えたことで、低コストかつ迅速に対応することができた。
- ・ 次期総合情報システム更新に際し、各個別システムについても最適化を行い、シンプルで低コストな構成となるよう仕様を工夫した。
- ・ 24年度で使用開始から17年目を迎えた業務支援システムについて、現行システムの利用契約が切れる平成25年7月を前に、公募プロポーザル方式により更新業務の調達を行った。調達の仕様決定は、外部専門家の協力を得て、現行システムの詳細な調査、職員へのインタビュー、最適化プランの策定及び市場の調査を経て行った。これにより、新システムにおいては大幅な事務の効率化が実現する見込みとなった。平成24年7月に更新を担当する事業者と契約し、24年度中に設計・開発業務の主要部分について実施することができた。
- ・ 劇場内ネットワーク基盤の更新について、現行基盤の利用契約が切れる平成25年7月を前に、入札により更新業務の調達を行った。調達の仕様には、外部専門家の協力を得、通信速度の向上、利用者のセキュリティレベル別認証機能や、最新の脅威防御機能、先進的かつ柔軟な内部統制機能等を盛り込み、より高速で業務効率の向上に資するIT環境を実現できる見込みとなった。平成25年3月に更新を担当する事業者と契約し、設計業務を行っている。
- ・ 端末パソコン、周辺機器について、現行機器の利用契約が切れる平成25年7月を前に、調達に向けての準備を行った。調達の仕様決定に向けて、外部専門家の協力を得、最新機器に関するスペックの研究、市場の調査を行った。職員へのアンケート、デモ機を用いた操作性の確認などを行い、職員毎の業務に最適な機器を調達できるよう、仕様の検討を行った。
- ・ 公式ウェブサイトの利用契約が切れる平成25年7月を前に、簡易公募プロポーザル方式により更新業務の調達を行った。公募仕様の決定に当たって、外部専門家の協力を得て、現行ウェブサイトに関する次の検証を行った。最新のコンテンツ管理機能、スマートフォンなど最新デバイスへの対応、SNSへの対応、脅威防御機能、コンテンツ更新体制の構築等を盛り込み、近年進歩の著しいこの分野に十分対応できる公式ウェブサイトを導入できることとなっ

た。

- ・ 情報セキュリティへの対策として、メールサーバーに、送信ドメイン認証を導入し、なりすましメールに対する対策強化を図った。最近増加している標的型攻撃への対策として、役職員への注意喚起を定期的に行っている。
- ・ 財団内のサーバー及び全てのパソコンについて適宜 OS アップデートを行い、最新の機能を利用できる環境の提供と、システム全体のセキュリティレベル向上の双方を実現させた。
- ・ 現代舞台芸術情報システムを充実するために 23 年度より本格稼働を開始した VOD システムについては、公演記録映像がハイビジョン化された 2010/2011 シーズン以降のコンテンツの登録を充実させ、観客に最新の美しい舞台映像を提供することができた。
- ・ 23 年度からインターネット上の動画公開 Web サービス Ustream を利用してきたが、24 年度も引き続き記者会見等各種イベントの中継を行い、内外に財団の活動をアピールすることができた。さらにアクセス数の多い YouTube にも新国立劇場チャンネルを設置し、継続的に動画の公開を行って宣伝・広報活動に役立っている。

b. 事務手続きの簡素化

- ・ 営業部の組織変更に当たっては、旧組織の枠組みを活用することにより、業務にほぼ支障を来すことなく迅速に対応することができた。
- ・ 21 年度より導入した人事給与システムについて、24 年度の復興特別税導入に対応した改修を早急に実施したことにより、制度変化に柔軟に対応することができた。

c. 随意契約の見直し及び外部委託の推進

外部委託のうち、委託業務について 23 件、物品の製造、販売、工事等 11 件の合計 34 件について一般競争入札による契約を行った。このうち 11 件について総合評価落札方式を行っている。他に簡易公募型プロポーザル方式による契約が 2 件、随意契約事前確認公募による契約が 1 件あった。

d. 省エネルギー、リサイクルの推進

光熱水量については、地域冷熱(冷水、蒸気)が大きなウエイトを占めるが、地域冷熱の使用量の節減に努め、基本料金(契約量)の低減につなげている。地球温暖化対策計画においても、省エネルギー対策を目標以上に実施している。

事項	区分	使用量/処理量	対前年度増減
光熱水量	電気使用量	6,420,549kwh	4.3%
	ガス使用量	4,769 m ³	△3.5%
	水道使用量	14,509 m ³	3.4%
廃棄物	一般廃棄物	67,303kg	4.9%
	再利用廃棄物	38,565kg	8.7%
	産業廃棄物	22,029kg	0.5%
ペーパーレス化	コピー枚数	1,310,983 枚	△12.1%
	用紙購入枚数	2,745,000 枚	△10.4%

イ 給与水準の適正化等

- ・ 新国立劇場運営財団の職員給与については、振興会職員給与規程に準拠した規程を整備し、適正に執行している。

・ 国家公務員の給与見直しに対応する振興会の措置に準じ、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、臨時特例により役職員の給与を減額して支給する措置を実施している。

・ 民間における退職給付の実情にかんがみ退職手当の引き下げを行うことを内容とする国家公務員の退職手当制度の改正に対応する振興会の措置に準じて、必要な措置を実施した。

ウ 組織機構の変更

・ 平成 24 年 4 月 1 日、公益財団法人への移行を完了したが、新法人制度の下では、機関運営の在り方も変更を求められることとなった。

・ 前年度の事業報告・決算のための 6 月理事会・評議員会については従来同日に行っていたが、法律上の要請により、理事会及び評議員会の間に期間を空けて開催した(それぞれ 6 月 6 日及び 6 月 21 日に開催)。

・ 次年度の事業計画・予算のための 3 月理事会・評議員会については、定款上、評議員会の開催が義務づけられなくなったため、懇談会という形式で評議員からの意見集約を行うこととした(3 月 13 日に理事会と同日開催)。

・ 財団事務局組織においては、営業部の体制の大幅な見直しを行い、平成 24 年度から、劇場支配人を中心に観客対応の充実を図る公演事業課、チケット販売等の営業活動に特化した営業課、会員組織の運営や宣伝活動を担う観客サービス課の 3 課体制とすることによって、これまで以上に機動的かつ効率的に機能する営業部を目指すこととした。

エ 情報開示の推進

・ 公益財団法人新国立劇場運営財団の業務及び財務等に関する情報を開示するため、ホームページにより以下の情報を公開している。

定款・役員名簿・事業報告・収支計算書・正味財産増減報告書・貸借対照表・財産目録・事業計画・収支予算書・目的・事業・組織・入札情報

《自己点検評価》

○ 良かった点・特色ある点

・ 今年度は、業務支援システム、劇場内ネットワーク基盤、公式ウェブサイト、端末パソコンといった、新国立劇場総合情報システム全体の大規模な更新に当たった。いずれの分野においても、外部専門家を交え、詳細な調査を行った上、その結果をふまえた仕様により調達を実施することができた。また、仕様の決定に当たっては、現場の職員にも積極的に意見を求めた。これらのことから、次期システム更新後はさらに一層の効率化が進む見込みである。

・ 調達に当たっては、事業者間の競争を促進し、より高い水準の技術を低コストで得ることを目標とし、従来、IT システム全体の一括調達であったものを、適切に分割し、新規事業者が参入しやすいようにした。既に調達が終了した分野については、目標通りの成果を出すことができたと考えられる。また、調達仕様や契約の作成に当たっては、「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成 19 年度総務省)に準拠し、公正かつ適正コストを実現できた。

・ 法令等により対応が強く求められているメンタルヘルスクエア及びセクシャルハラスメント防止に関し、財団主催の内部研修として、19 年度以降毎年実施し、23 年度までにほぼ全職員が受講した。24 年度からは、メンタルヘルス研修では専門員以上の職員を対象としたラインケア研修を行い、

	<p>ラインケアの基礎知識及び管理監督者としての役割と対応をワークショップやディスカッションを通して考え学び、共通の認識を持つことができた。ハラスメント研修は、係長以下の職員を対象とし、セクハラだけではなくパワハラ、モラハラの違いの確認や、事例研究を通じて、予防の観点から職場のコミュニケーションの重要性を学んだ。いずれもグループ討議の手法により、実効性の高い研修となった。外部研修では、舞台技術者の研修、フェイスブックの活用など、実践的ですが役に立つ研修の機会を提供できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札等の推進により外部委託の効率化が図られた。従来随意契約であったシステム関連の調達を今年度と来年度にかけて総合評価落札方式や簡易公募型プロポーザル方式等で行うこととした。1 社応札について、次年度に向けた入札において従来 1 社応札であったところに新規参入があった。引き続き、仕様や公示方法の見直しを行い、競争を活性化させたい。 ・ 光熱水量については、地域冷熱(冷水、蒸気)が大きなウエイトを占めるが、地域冷熱の使用量の節減に努め、基本料金(契約量)の低減につなげた。24 年度の電気、水道の使用量が前年度に比し増加したのは、東日本大震災による影響が少なくなって公演が平準化したためである。地球温暖化対策計画においては、省エネルギー対策を目標以上に実施できた。 <p>○ 見直し又は改善を要する点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新国立劇場総合情報システム全体の更新について、入札、公募などで調達が終了した案件についても、実際の稼働を問題なく迎えられるよう、設計、開発、テストなどを円滑に進めるよう、引き続き努力する必要がある。平成 25 年 8 月に新国立劇場総合情報システム全体が更新された後も、継続的に業務の効率化ができるよう、IT の利用法について研究していく必要がある。 ・ 開場以来継続して使用している光ファイバー等のインフラについては、老朽化が進んでおり、中長期的な計画のもと更新を行う必要がある。 ・ 一般競争入札等による外部委託を推進しているが、価格競争だけでは業務の質を十分担保できない問題が見受けられたので、公募の導入など調達方法の多様化によって対応したい。 ・ 省エネルギー、リサイクルの推進について、職員への啓発活動や協力要請を重ねて行う。 	
--	--	--